

平成29年度順守義務一覧表

事業No.	事務事業名	課題認識	法令順守	要求事項	中間	年間
部名	課名	29年度取組				
4	庁舎管理事務	庁舎整備事業の完了により、平成29年度が全面供用開始後の通年使用となるため、光熱水費、維持管理費用等の削減に努めます。	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	廃棄物の管理・保管・排出の適性化	○	○
総務部	総務文書課		業務用冷凍空調機器の適正管理と		○	○
対象:	市役所本庁舎、りんご庁舎	市役所及びりんご庁舎を維持管理するための光熱水費や通信運搬費、事務機器等の借上料などの支出事務や、施設や設備の保守点検業務などを行いました。また、平成29年度は庁舎整備後の通年使用1年目であり、光熱水費の削減に向けた取り組みのため、電気、ガス等のエネルギーの使用量を計測しました。	点検等の実施、廃棄時の書類の保存			
意図:	本庁舎、りんご庁舎の適正な管理	公用車の適正な整備点検の実施と、経年劣化により老朽化した車両の更新を行います。				
10	車両管理事務		使用済み自動車の再資源化に関する法律	自動車廃棄時の適正処理のためのリサイクル券の保管、引取り証明書の保管	○	○
総務部	総務文書課					
対象:	庁用車及び総務文書課共有管理車両	公用車の適正な整備点検の実施と、経年劣化により老朽化した車両（ハイブリッド車、軽乗用車、軽貨物車、マイクロバス）の更新を行いました。				
意図:	良好な状態を維持します。					
35	人事管理事務	スリムで効率的な行政運営を行うため、引き続き適正な人事管理を実施していく必要があります。	職員のノーマイカー通勤の推進	ノーマイカー通勤の実施率を年度内目標で25%以上とする	○	○
総務部	人事課	また、国や県、他の地方公共団体の給与や勤務時間等の勤務条件の見直しの動向を踏まえ、適正な人事制度を実現していくとともに、正確かつ迅速な給与支給が求められます。				
対象:	職員	行政職、専門職及び医療職に必要な職員を採用するために新卒を中心とする上級・初級試験に加えて、社会人としての実務経験を生かすための社会人選考を実施しました。人事院勧告をはじめとする国の規則改正等に合わせて、俸給表、休暇制度及び退職手当条例等の改正を行いました。法令、条例等に基づいた適正な給与支給や人事管理を行うため、人事給与システムの適切な運用及び管理を行いました。				
意図:	適正な人事管理、正確かつ迅速な給与管理の実施					
37	健康管理事業	職員の健康は、活力ある職場づくり、風通しのよい職場環境の前提となるものであり、良好な心身の健康を維持していくことが求められます。メンタルヘルス上の問題を抱え、長期の休養を余儀なくされている職員が増加傾向にある中、職場として精神面のケアの重要性が高まっています。	労働安全衛生法	職員の健康診断及びストレスチェックは事業主の実施義務	○	○
総務部	人事課	・全職員を対象とした健康診断（人間ドック受診、定期健康診断、生活習慣病予防検診、婦人科健診）を実施しました。				
対象:	職員	・特定保健指導（県健康づくり事業団による健康応援セミナー4回開催、保健師による個別相談）を実施しました。				
意図:	良質な市民サービスを提供するための健康管理	・メンタルヘルス対策として、セルフケア研修会、ラインケア研修会を開催。全職員を対象としたストレスチェックを実施し、職員及び家族の個別相談、人事課保健師による高ストレス部署へのセルフケア研修を実施しました。				
		・年度末に飯田市職員におけるハラスメントの防止に関する指針を制定しました。				
48	市税賦課事業	地方税電子申告（eLTAX）の普及促進により納税者の利便性向上と賦課業務の効率化を図ることができました。税務の専門知識が必要であるが経験の浅い職員も多いことから、職員の専門知識の習得や情報収集のため、研修会への参加を計画的に実施します。また賦課業務における処理手順を明確にし、法改正に伴う対応など正確で統一的な事務処理を行うため、業務マニュアルの見直しや整備を行います。	特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）	廃棄時における家電リサイクル券の排出者控えの受領・保管	—	—
総務部	税務課	・市民税、固定資産税、軽自動車税の納税通知書を確実に送達しました。	〃	家電リサイクル券（控）に記載された「お問い合わせ管理番号」による検索で、メーカーに引き渡されたことを確認	—	—
対象:	納税義務者、納税通知書・納付書	・適正な市税賦課を行うため、賦課資料の整理と課税客体の把握に努めました。特に29年度には、30年度からの個人市民税特別徴収全事業所指定導入の準備、家屋の経年異動調査を実施しました。	使用済み自動車の再資源化等に関する法律	リサイクル券の保管（自動車保有時）	○	—
意図:	市税の適正な賦課を行い、納税義務者に確実に届ける	・市税賦課と納税通知書の発送を確実・円滑に行うため、電算システムによる課税事務処理を実施しました。	〃	使用済み自動車引取証明書の受領・保管	○	—
		・平成30基準年度固定資産税評価替えに向け、必要な業務を実施しました。	〃	「自動車リサイクルシステム」のサイトで処理状況を検索し、処理済であることを確認	○	—
		・地方税電子申告（eLTAX）の利用を促進しました。				
49	市税徴収事務	納付いただいた市税を正しく迅速に収納管理するとともに、納付しやすい環境の整備や、納税意識の高揚に努め、現年度収納率を向上させることが、市民サービスのための安定した自主財源の確保につながります。	特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）	廃棄時における家電リサイクル券の排出者控えの受領・保管（1年）	—	—
総務部	納税課	納期限内に納付のない納税義務者に対しては、督促状・催告書・警告書を送付し早期に自主納付いただくよう働きかけますが、それでもなお納付いただけない場合は、優良な納税義務者との公平を期すため厳正な滞納処分を執行することが必要です。	使用済み自動車の再資源化等に関する法律	リサイクル券の保管（自動車所有時）	○	○
対象:	納税義務者	・納期限内に納付のない納税義務者に対し、督促状、催告書を送付し早期の自主納付を働きかけました。	使用済み自動車の再資源化等に関する法律	引取証明書の保管（自動車廃棄時・1年）	—	—
意図:	市税の正確な収納管理を行うとともに、未納の解消を図る	・広報などにより口座振替納付を推進しました。（口座振替割合 48.35パーセント）	税負担の公平性の確保（市税収納率の維持・向上）	平成27年度市税収納率（98%）の水準維持	○	○
		・十分な納税資力を有しながら誠実な納税意思が認められない滞納者に対し、迅速かつ適正な滞納処分を行いました。（差押件数 2,065件）				
		・滞納額が大きく早期解決が困難なケースの一部を長野県地方税滞納整理機構に移管し徴収業務を依頼しました。（移管件数 40件）				
		・市税の過誤納分の迅速正確な還付に取り組みました。				
	一般事務及び施設管理業務		廃棄物の保管	廃棄物の保管の表示、分別の徹底、飛散・流出・浸透・悪臭防止の措置	○	○
市民協働環境部	座光寺自治振興センター		施設の管理	防火管理者の選任	○	○
対象:			施設の管理	消防用設備の点検（1回／年）及び結果報告	○	○
意図:			施設の管理	避難訓練計画の届出及び訓練の実施（1回）	○	○
			灯油貯蔵タンクの管理	貯蔵、取り扱い、自主点検の実施	○	○
			フロンの漏出防止	第一種特定製品の簡易点検と廃棄時の適正な処置の実施	○	○
			家電類の廃棄	家電リサイクル法に応じた廃棄時の適正な処理	—	—
			公用車の廃棄	リサイクル券の適正な保管及び廃棄時の適正な処置の実施	—	—
	一般事務及び施設管理業務		廃棄物の保管	廃棄物の保管の表示、分別の徹底、飛散・流出・浸透・悪臭防止の措置	○	○
市民協働環境部	松尾自治振興センター		施設の管理	防火管理者の選任	○	○
対象:			施設の管理	消防用設備の点検（1回／年）及び結果報告	—	—
意図:			施設の管理	避難訓練計画の届出及び訓練の実施（1回）	○	○
			灯油貯蔵タンクの管理	貯蔵、取り扱い、自主点検の実施	○	○
			フロンの漏出防止	第一種特定製品の簡易点検と廃棄時の適正な処置の実施	—	—
			家電類の廃棄	家電リサイクル法に応じた廃棄時の適正な処理	—	—
			公用車の廃棄	リサイクル券の適正な保管及び廃棄時の適正な処置の実施	—	—
	一般業務（一般事務）		廃棄物の保管	廃棄物の適正処置（保管表示、分別、飛散等		
市民協働環境部	下久堅自治振興センター		施設管理（火災予防）	防火管理者選任	○	○
対象:				消防設備点検	○	○
意図:				避難訓練の実施	○	○

事業No.	事務事業名	課題認識	法令順守	要求事項	中 間	年 間
部名	課名	29年度取組				
市民協働環境部	施設管理業務 下久堅自治振興センター		フロン類の漏出防止	第1種特定製品からのフロン漏出防止のための適正な管理・廃棄	—	—
対象:			家電の廃棄	特定家電製品の長期使用による排出抑制と適切な廃棄	—	—
意図:			公用自動車の廃棄	自動車廃棄時の適正処理	—	—
			灯油貯蔵タンクの管理	危険物の基準に従った貯蔵及び取り扱い	—	—
			LPガスボンベの管理	危険物の基準に従った貯蔵及び取り扱い	—	—
市民協働環境部	一般事務及び施設管理業務 上久堅自治振興センター		廃棄物の保管	廃棄物保管の表示、分別の徹底、飛散・流出・浸透・悪臭防止の措置	○	○
対象:			施設の管理	防火管理者の選任	×	×
意図:			施設の管理	消防用設備の点検(1回/年)及び結果報告	×	×
			施設の管理	避難訓練計画の届出及び訓練の実施(1回)	○	○
			施設の管理	E.Vの点検及び結果報告	○	○
			灯油貯蔵タンクの管理	貯蔵、取り扱い、自主点検の実施	○	○
			フロン類の漏出防止	第一種特定製品の簡易点検と廃棄時の適正な処置の実施	○	○
			家電類の廃棄	家電リサイクル法に応じた廃棄時の適正な処理	—	—
			公用車の廃棄	リサイクル券の適正な保管及び廃棄時の適正な処置の実施	—	—
市民協働環境部	一般事務及び施設管理業務 千代自治振興センター		廃棄物の保管	廃棄物保管の表示、分別の徹底、飛散・流出・浸透・悪臭防止の措置	○	○
対象:			施設の管理	防火管理者の選任	○	○
意図:			施設の管理	消防用設備の点検(1回/年)及び結果報告	—	—
			施設の管理	避難訓練計画の届出及び訓練の実施(1回)	○	○
			灯油貯蔵タンクの管理	貯蔵、取り扱い、自主点検の実施	○	○
			フロン類の漏出防止	第一種特定製品の簡易点検と廃棄時の適正な処置の実施	○	○
			家電類の廃棄	家電リサイクル法に応じた廃棄時の適正な処理	○	○
			公用車の廃棄	リサイクル券の適正な保管及び廃棄時の適正な処置の実施	○	○
市民協働環境部	一般事務及び施設管理業務 龍江自治振興センター		廃棄物の保管	廃棄物保管の表示、分別の徹底、飛散・流出・浸透・悪臭防止の措置		
対象:			施設の管理	防火管理者の選任		
意図:			施設の管理	消防用設備の点検(1回/年)及び結果報告		
			施設の管理	避難訓練計画の届出及び訓練の実施(1回)		
			灯油貯蔵タンクの管理	貯蔵、取り扱い、自主点検の実施		
			フロン類の漏出防止	第一種特定製品の簡易点検と廃棄時の適正な処置の実施		
			家電類の廃棄	家電リサイクル法に応じた廃棄時の適正な処理		
			公用車の廃棄	リサイクル券の適正な保管及び廃棄時の適正な処置の実施		
市民協働環境部	一般事務・団体支援業務及び施設管理業務 竜丘自治振興センター		廃棄物の保管	廃棄物保管の表示、分別の徹底、飛散・流出・浸透・悪臭防止の措置	○	○
対象:			施設の管理	防火管理者の選任	○	○
意図:			施設の管理	消防用設備の点検(1回/年)及び結果報告	×	×
			施設の管理	避難訓練計画の届出及び訓練の実施(1回/年)	×	×
			フロン類の漏出防止	第一種特定製品の簡易点検と廃棄時の適正な処置の実施	○	○
			家電類の廃棄	家電リサイクル法に応じた廃棄時の適正な処置の実施	—	—
			公用車の廃棄	リサイクル券の適正な保管及び廃棄時の適正な処置の実施	—	—
市民協働環境部	一般事務及び施設管理業務 川路自治振興センター		廃棄物の保管	廃棄物保管の表示、分別の徹底、飛散・流出・浸透・悪臭防止の措置	○	
対象:			施設の管理	防火管理者の選任	○	
意図:			施設の管理	消防用設備の点検(1回/年)及び結果報告	○	
			施設の管理	避難訓練計画の届出及び訓練の実施(1回)	○	
			灯油貯蔵タンクの管理	貯蔵、取り扱い、自主点検の実施	○	
			フロン類の漏出防止	第一種特定製品の簡易点検と廃棄時の適正な処置の実施	○	
			家電類の廃棄	家電リサイクル法に応じた廃棄時の適正な処置の実施	○	
			公用車の廃棄	リサイクル券の適正な保管及び廃棄時の適正な処置の実施	○	
市民協働環境部	一般事務 三穂自治振興センター		温室効果ガスの抑制	適切な購入、環境整備	○	○
対象:			施設の管理	防火管理者の選任	○	○
意図:			施設の管理	指定管理施設含む消防用設備の点検(1回/年)及び結果報告	○	○
市民協働環境部	一般事務 山本自治振興センター		施設の管理	避難訓練計画の届出及び訓練の実施(1回)	○	○
対象:			温室効果ガスの抑制	適切な購入、環境整備	○	○
意図:			施設の管理	防火管理者の選任	○	○
			施設の管理	指定管理施設含む消防用設備の点検(1回/年)及び結果報告	—	○
			施設の管理	避難訓練計画の届出及び訓練の実施(1回)	—	×

平成29年度順守義務一覧表

事業No.	事務事業名	課題認識	法令順守	要求事項	中間	年間
部名	課名	29年度取組				
市民協働 環境部	伊賀良自治振興センター行政事務遂行事業 伊賀良自治振興センター		廃棄物の処理及び清掃に関する法律	産業廃棄物保管場所における廃棄物の適正な保管(分別の徹底・飛散・流出・浸透・悪臭)	○	○
			廃棄物の処理及び清掃に関する法律	産業廃棄物保管場所の表示(60cm×60cm)	○	○
			フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律	業務用冷凍空調機器(エアコン)に係る ①簡易点検(四半期1回以上) ②漏えい時の修理 ③点検・修理・充填・回収の履歴記録と記	○	○
			フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律	廃棄時におけるフロン類の行程管理のための書類の交付・保存	—	—
			使用済み自動車の再資源化等に関する法律	リサイクル券の保管(自動車所有時)	○	○
			特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法)	テレビ、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機の廃棄時における家電リサイクル券の排出者控えの受領・保管(1年)	—	—
			消防法	防火管理者の選任	—	—
			消防法	消防用設備の点検(1回/年)	—	—
			消防法	避難訓練計画書の届出及び訓練の実施 1回/年又は2回/年	○	○
			南信州広域連合火災予防条例	灯油タンク等の管理(貯蔵、取り扱い、届出、自主点検の実施)	○	○
市民協働 環境部	伊賀良自治振興センター		フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律	業務用冷凍空調機器(エアコン)に係る ①簡易点検(四半期1回以上) ②漏えい時の修理 ③点検・修理・充填・回収の履歴記録と記	○	○
			フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律	廃棄時におけるフロン類の行程管理のための書類の交付・保存	—	—
			特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法)	テレビ、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機の廃棄時における家電リサイクル券の排出者控えの受領・保管(1年)	—	—
			消防法	防火管理者の選任	—	—
			消防法	消防用設備の点検(1回/年)	—	—
			消防法	避難訓練計画書の届出及び訓練の実施 1回/年又は2回/年	○	○
			南信州広域連合火災予防条例	灯油タンク等の管理(貯蔵、取り扱い、届出、自主点検の実施)	○	○
			一般事務及び施設管理業務	施設管理業務		
			市民協働環境部	市民協働環境部		
			対象:	対象:		
市民協働 環境部	上郷自治振興センター		施設管理	施設管理		
			施設管理	施設管理		
			施設管理	施設管理		
			灯油貯蔵タンクの管理	貯蔵、取り扱い、自主点検の実施	○	○
			フロン類の漏出防止	第一種特定製品の簡易点検と廃棄時の適正な処置の実施	○	○
			家電類の廃棄	家電リサイクル法にに応じた廃棄時の適正な処	○	○
			公用車の廃棄	リサイクル券の適正な保管及び廃棄時の適正な処置の実施	○	○
			産業廃棄物の処理及び清掃	産業廃棄物保管場所における廃棄物の適切な保管(分別の徹底・飛散・流出・浸透・悪臭)	○	○
			//	産業廃棄物保管場所の表示(60cm×60cm)	○	○
			フロン類の使用の合理化及び管理の適正化	業務用冷凍空調機器(エアコン・冷凍・冷蔵機器)の適正管理と点検等の実施	○	—
市民協働 環境部	上郷自治振興センター		消防法に関する施設管理	防火管理者の選任	○	—
			//	消防用設備の点検(1回/年)及び結果報告	—	—
			//	避難訓練計画の届出及び訓練の実施(1回/年又は2回/年)	x	x
			灯油タンク等の管理	貯蔵、取り扱い、届出、自主点検の実施(南信州広域連合火災予防条例)	○	—
			駐車施設の油水分離槽の設置	上郷黒田、飯沼、別府の区域内における駐車施設(100㎡以上)への油水分離槽の設置(飯田市環境保全条例施行規則)	○	○
			使用済み自動車の再資源化	リサイクル料金の支払い引き取り業者への引	—	—

平成29年度順守義務一覧表

事業No.	事務事業名	課題認識	法令順守	要求事項	中間	年間
部名	課名	29年度取組				
	一般事務及び施設管理業務					
市民協働環境部	上村自治振興センター		廃棄物の保管	廃棄物保管の表示、分別の徹底、飛散・流出・浸透・悪臭防止の措置	○	○
対象:			消防法に関する施設管理	防火管理者の選任	○	○
意図:			消防法に関する施設管理	消防用設備の点検(1回/年)及び結果報告	—	○
			消防法に関する施設管理	避難訓練計画の届出及び訓練の実施(1回/年)	○	—
			浄化槽法	保守点検及び清掃(1回/年)・指定検査機関による水質検査(1回/年)	○	○
			フロン類の使用の合理化及び管理の適正化	第一種特定製品の適正管理と点検等の実施	—	—
			灯油タンク等の管理	貯蔵、取り扱い、届出、自主点検の実施(南信州広域連合火災予防条例)	○	○
			使用済み自動車の再資源化	リサイクル券の適正な保管及び廃棄時の適正な処理の実施	—	—
			家電類の廃棄	家電リサイクル法にに応じた廃棄時の適正な処理	—	—
	一般事務及び施設管理業務		廃棄物の保管	廃棄物保管の表示、分別の徹底、飛散・流出・浸透・悪臭防止の措置	○	○
市民協働環境部	南信濃自治振興センター		消防法に関する施設管理	防火管理者の選任	○	○
対象:			消防法に関する施設管理	消防用設備の点検(1回/年)及び結果報告	○	○
意図:			消防法に関する施設管理	避難訓練計画の届出及び訓練の実施(1回/年)	○	○
			フロン類の使用の合理化及び管理の適正化	第一種特定製品の適正管理と点検等の実施	○	×
			使用済み自動車の再資源化	リサイクル券の適正な保管及び廃棄時の適正な処理の実施	—	—
			家電類の廃棄	家電リサイクル法にに応じた廃棄時の適正な処理	—	—
141	火葬事業	下伊那北部火葬場の稼働により収入(斎苑使用料)が減少しており、今後の斎苑施設の維持管理等を見据えると、制度等の見直しを検討していく必要があります。また、施設建物の耐用年数を考慮し、次期施設のあり方を検討していく必要があります。	フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律	業務用冷凍空調機器の簡易点検(四半期1回以上)	○	○
市民協働環境部	環境課	快適な環境で市民が斎苑を利用できるよう斎苑の管理に努めるとともに、NPO法人飯田葬祭事業組合へ委託し火葬事業に取り組みました。支障なく使用が出来るよう、斎苑施設の維持整備に努めました。また、上村・南信濃地区合併時の申し合わせにより、上村・南信濃地区住民の阿南斎場で火葬に対して、補助を行い、公平性を担保しました。	漏洩時の修理	漏洩時の修理	○	○
対象:	斎苑利用者					
意図:	快適な環境で市の斎苑を利用できる					
142	環境衛生事業	人口減少や高齢化などにより、地域ぐるみで取り組んできた河川清掃の実施が難しくなりつつあります。	農業取締法	農薬の保管庫の管理、農薬の保管量の把握、利用状況の記録	○	○
市民協働環境部	環境課	市民が快適に生活できるように公衆衛生面の維持改善に努めました。				
対象:	生活環境(河川、周辺環境等)	具体的には、水辺等美化活動事業(河川清掃事業)、アメリカシロヒトリ対策事業、死亡動物回収事業、公衆浴場設備改善事業を実施しました。				
意図:	市民参加により良好に環境が保たれている					
145	環境保全推進事務	環境プランに基づく施策の進捗状況が「環境レポート」にまとめ、環境審議会報告及び飯田市公式ウェブサイトでの公表を行っています	飯田市環境基本条例(第8条)	環境の状況、環境計画に基づいて実施された施策の状況等に関する年次報告書の作成、環境審議会での意見聴取、一般への公表	○	○
市民協働環境部	環境モデル都市推進課	飯田市の環境政策を適切に行うために、環境審議会を2回開催し、飯田市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画の改訂案についての審議や21年度環境プラン第3次改訂版について総括を実施しました。				
対象:	市民	また、飯田市環境基本条例に基づき、年度報告書である平成29年度環境レポートを作成し公表しました。				
意図:	環境保全活動を継続的に展開する					
146	環境汚染対策事業	市民の環境意識の向上	飯田市環境基本条例 第6条	大気、水、土壌等を良好な状態に保つことにより、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する	○	○
市民協働環境部	環境課	◇簡易浄化槽の適正な管理推進のため啓発・指導を実施しました。 ◇市内主要河川の水質検査実施により汚染状況を把握しました。 ◇地下水(井戸水)の水質等の把握しました。あわせて、リニア中央新幹線工事に伴う地下水への影響、関係地の地下水位等の把握を行いました。 ◇自動車騒音、悪臭、その他の測定による実態の把握を行いました。 ◇環境汚染が発生した際には、長野県をはじめ関係機関と連携し迅速適切な対応を行いました。 ◇行政代執行により保管していた一般廃棄物(断熱材ウレタンフォーム)の処分を実施しました。				
対象:	市民の生活環境					
意図:	環境汚染が発生しない良好な生活環境を維持する					
147	自然環境保全推進事業	市民一人ひとりが緑と生物多様性の重要性を認識し、地域ぐるみで保全活動を推進する。	飯田市環境基本条例 第3条	市は基本理念にのっとり、市域の自然的社会的状況に応じた総合的かつ計画的な環境の保全及び創造に関する施策を策定し、及び実施	○	○
市民協働環境部	環境課	◇南アルプス自然環境保全活用連携協議会(3県10市町村)活動に取り組みました。 ◇南アルプスユネスコエコパーク、ジオパークの説明や展示を実施し、地域資源をPRをして地域活性化を行いました。 ◇南アルプスユネスコエコパーク登山道誘導標識を設置するための支援に取り組みました。 ◇「緑と生物多様性の重要性」の啓発を行いました。				
対象:	飯田市の自然環境					
意図:	飯田市の自然環境の保全					
148	環境教育推進事業	豊かな自然を保全しこれと共生する地域社会を構築すること、また、循環型社会を形成し環境への負荷を低減すること、これらの重要性を踏まえ、市民の自発的意思を尊重し、多様な主体がそれぞれ適切な役割を果たし、相互の協力により環境教育をおこなうこと。	環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律 第6条	環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に關し、飯田市の自然的社会的条件に応じた施策を策定し、実施する。	○	○
市民協働環境部	環境課	◇自然観察会を開催し、自然とのふれあいの場の創出しました。 ◇環境コーディネーターと環境学習プログラムの推進に取り組みました。 ◇環境アドバイザーや環境チェッカーを対象に講演会や研修会などの学習の機会を設けることで、環境保全意識の高揚に努めました。 ◇小学校4年生や地域団体などを対象に、環境産業公園やグリーンハレー千代子の視察を通じて、環境保全意識の高揚に努めました。 ◇市内小学校4年生を対象に、自然環境保全ポスターの作製を通じて環境保全への意識高揚を図りました。また、入選作品を市内公民館や大型商店へ展示、ポスター看板を作製して各地区へ掲示することにより、市民の環境保全意識の高揚に努めました。				
対象:	市民					
意図:	環境保全について理解を深め、環境保全活動を行う意欲の増進					
159	3R推進事業	生活や事業活動の中に3Rが習慣化することを目指し、発生抑制や再使用につかり取り組みながら、資源ごみの適正な分別と排出の徹底を図る必要があります。	飯田市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画・実施計画	定期的なごみの収集	○	○
市民協働環境部	環境課	・容器包装リサイクル法に基づき、再生利用可能な資源の収集運搬を実施しました。 ・広報いいだ、ごみリサイクルカレンダー等で、資源ごみの適正な分別と排出方法を周知しました。 ・資源物回収団体からの38件の補助金申請に対応し、支援を行いました。 ・生ごみ処理機器を購入した世帯に対し、97件の補助を行いました。				
対象:	市民					
意図:	リデュース(発生抑制)、リユース(再使用)、リサイクル(再生利用)の推進					
160	地域環境美化推進事業	飯田市内域における不法投棄及びポイ捨て等の根絶を目指し、地域の環境美化に取り組み、ポイ捨て等をされにくい環境づくりを進める必要があります。	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	不法投棄の根絶	○	○
市民協働環境部	環境課	・春と秋に全市一斉行動日を設けて、道路等のごみ拾いを行い地域の美化活動を実施しました。子供にも参加を呼びかけて大人と一緒に取組みました。市内20地区に1名づつ飯田市不法投棄パトロール員を委嘱し、地区内の環境美化重点路線を中心に不法投棄の監視活動を行いました。各地区まちづくり委員会によるごみ分別に係る啓発、不法投棄物の回収、不法投棄防止施設の整備等に対して補助金を交付し、その活動を支援しました。	ポイ捨て等の禁止及び環境美化の推進	ポイ捨て等根絶、環境美化推進	○	○
対象:	一般廃棄物					
意図:	不法投棄とポイ捨て等の防止					

平成29年度順守義務一覧表

事業No.	事務事業名	課題認識	法令順守	要求事項	中間	年間
部名	課名	29年度取組				
161 市民協働 環境部	ごみ適正処理事業 環境課	ごみの適正な分別と排出を徹底していく必要があります。 着実な収集運搬と適正な処理の継続的な実施を行う必要があります。 ・稲葉クリーンセンターへの移行に伴い、ごみの分別区分を大きく変更しました。 ・ごみ分別の変更内容の周知のため、H29.9月～3月分のごみリサイクルカレンダーを臨時作成し、配布しました。 ・同じく新焼却場稼働に伴い、集積所管理、ごみ回収ルートなどを見直し、ごみ収集の最適化を図りました。 ・粗大ごみの戸別収集事業回収対象に、リサイクル家電4品目を新たに加え、排出困難者への利便性を高めました。	飯田市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画・実施計画	定期的なごみの収集	○	○
対象:	一般廃棄物					
意図:	着実な収集運搬及び適正な処理					
162 市民協働 環境部	最終処分場管理事業 環境課	埋立ごみの円滑な受入と、適正な処理を行うと共に、環境基準に適合した河川放流をするため水処理施設の管理を行います。	使用済み自動車の再資源化等に関する法律(第8条、73条)	リサイクル券の保管(自動車所有時)引取証明書の保管(自動車廃棄時)(1年)	○	○
対象:	市内から発生する家庭系一般廃棄物(埋立ごみ)	9月稲葉クリーンセンター稼働に伴う、ごみの分別方法の変更とその徹底を行いました。				
意図:	適正な処理、水質の管理	行政代執行ごみの年度内処理を行いました。 イタナガ沢最終処分場の廃止に向け取り組みました。				
149 市民協働 環境部	ISO14001推進事業 環境モデル都市推進課	地域独自の環境マネジメントシステム「南信州いいむす21」の普及拡大・支援は、民間主導の「地域ぐるみ環境ISO研究会」のボランティアな活動に支えられています。 飯田市、松川町以外の自治体に環境マネジメントシステムの運用がありません。飯田市独自の「保育園のいいむす21」「学校のいいむす21」以外に、教育に特化した環境マネジメントシステムがありません。 一般家庭におけるエネルギー使用実態、省エネ活動を把握することが困難です。 南信州いいむす21の規格改正作業を行うとともに、取組み事業所への訪問支援、ヒアリングを行いました。 また、地域ぐるみ環境ISO研究会を中心に民間事業者とともに夏、秋、冬の3回、環境一斉行動に取組み、参加者数を増加(前年比6,211人)させることができました。 飯田市役所としてのISOの取組みについても、改めて2015年版の規格要求事項について学ぶ機会を設け、理解を深めることができました。 この研修後に内部監査を行い、環境マニュアルの改正を行いました。	エネルギーの使用の合理化等に関する法律(第14条、第15条) 事業活動温暖化対策計画書兼実施状況等報告書の毎年度7月末までの提出、並びに公表	中長期計画書及び定期報告書の毎年度7月末までの提出	○	○
対象:	南信州地域の事業所、教育機関、一般家庭					
意図:	事業所は、ISO14001「南信州いいむす21」などの環境マネジメントシステムに、教育機関は、教育に特化した地域独自の環境マネジメントシステムに取り組む。また、一般家庭は、省エネ活動に取り組む。					
150 市民協働 環境部	環境モデル都市行動計画進行管理事業 環境モデル都市推進課	地域環境権条例を活用した持続可能な地域づくりに関する市民周知が十分ではありません。また、FIT(再生可能エネルギー固定価格買取制度)における太陽光発電の買取価格が下がり、経済的なメリットが出にくくなっているため、太陽光発電による事業が創出されにくくなっています。 1 地域環境権条例で支援する事業化のため、飯田市再生可能エネルギー導入支援審査会を実施しました。 2 地域環境権条例活用事業の創出を目指すし、市民への意識啓発のための取組みを行いました。 3 環境未来都市推進会議、中部環境先進5市会議、環境首都創造フォーラム、環境自治体会議、イクレイ(持続可能性を目指す自治体協議会)等へ参加し、環境モデル都市としての先進的取組の水平展開を行いました。 4 環境政策を専用ホームページと視察等の受け入れを通じて全国に発信しました。 5 市域のCO2排出調査により進行管理を行いました。	飯田市再生可能エネルギーの導入による持続可能な地域づくりに関する条例	再生可能エネルギーを活用した持続可能な地域づくりに関する条例	○	○
対象:	市民・事業者					
意図:	市民(地域団体)が、持続可能な地域づくりと温室効果ガスの削減のため、住民主体の再生可能エネルギー活用事業に取り組む					
154 市民協働 環境部	環境にやさしい交通社会形成事業 環境モデル都市推進課	ハイオディーゼル燃料車及び電気自動車を公用車として活用し市民へのPRを図っていますが、更なる低炭素車両転換への推進が必要となります。 自転車市民共同利用システムは、マイカーからの乗り換えを図ることで温室効果ガス排出量の削減を目指しています。この事業では自転車の効率的な配置やジテツウ利用者等の増加が必要となります。併せて、事業を安全に安定的に継続するため、自転車の経年劣化に対応した維持管理が条件となります。 「地域ぐるみ環境ISO研究会」が地球温暖化防止に向けて取り組んでいるノーマイカー一斉行動を支援し、事業所・市民・行政が一体となり、地域ぐるみで温室効果ガスの削減への取組みを行いました。 低炭素な交通手段への転換を目的とした、自転車市民共同利用システムの運営を行い、ジテツウプロジェクトの利用者増進を図る取組を実施しました。	使用済み自動車の再資源化等に関する法律(第8条) リサイクル券の保管(自動車所有時)	引取証明書の保管(自動車廃棄時)(1年)	○	○
対象:	市民、事業所、行政					
意図:	ノーマイカー通勤や公共交通の利用により、低炭素な移動手段への転換を推進することで、温室効果ガス排出量を削減する					
157 市民協働 環境部	旧飯田測候所活用事業 環境モデル都市推進課	指定管理者と協力し、利用者数・事業実施回数を増やし、環境教育の拠点やコミュニティ活動の拠点となる施設としての市民周知が必要です。 築90年を超える老朽化した施設のため、計画的なメンテナンスと小規模であっても適時・適切な修繕が必要で、年々維持コストが増していくことが想定されます。 旧飯田測候所を適切に管理し、環境教育の拠点となる事業及び地域と協働したコミュニティ活動を創出するよう運営を行いました。	フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律 廃棄時におけるフロン類の行程管理のための書類の交付・保存	業務用冷凍空調機器(エアコン・冷凍・冷蔵機器)の適正管理と点検等の実施	○	○
対象:	市民、地域団体					
意図:	旧飯田測候所を拠点として環境人材育成とコミュニティ活動が展開される。					
61 健康福 祉部	社会福祉推進事務(厚生住宅を含む) 福祉課	地域福祉計画・地域福祉活動計画に基づき、多様な主体による地域福祉活動を推進する必要があります。 社会福祉法の改正により、社会福祉法人が適正に運営されるよう、所轄庁として指導する必要があります。 厚生住宅については、施設の老朽化が進み、施設のあり方について検討する必要があります。 健康福祉部関連の計画作成や計画の進捗状況を確認したり、課題の共有を図るため社会福祉審議会を開催しました。 福祉有償運送事業者の有効期間更新のため、福祉有償運送運営協議会を開催し、協議を行いました。	使用済み自動車の再資源化等に関する法律(第8条、73条)	自動車廃棄時の適正処理(リサイクル券の保管(自動車所有時)、引取証明書の保管(自動車廃棄時1年))	○	○
対象:	福祉事務所の事務事業					
意図:	円滑な業務の遂行					
66 健康福 祉部	ふれあいの郷管理運営事業 福祉課	経年により改修が必要な部分が増加しており、年次計画に基づく計画的な改修が必要です。 福祉会館及びふれあいの郷公園の管理を、飯田市社会福祉協議会に指定管理者制度による指定管理を行いました。 飯田市福祉会館(さんとお飯田)については、施設の貸出、消防設備点検、空調管理、清掃業務を、ふれあいの郷公園については、駐車場設備保守点検、樹木管理を行いました。 施設改修工事として、2階トイレを和式から洋式に改修しました。 貸し会議室や研修の拠点としての利用が少なくなっており、利用実績を見ながら、引き続き施設の在り方について検討していきます。	特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法) 消防法	特定家電製品の長期使用による排出抑制と適切な廃棄 火災の予防、警戒、鎮火。生命、身体、財産の保護	○	○
対象:	市民					
意図:	社会福祉に関する活動の場の提供による市民福祉の増進					
68 健康福 祉部	南信濃福祉研修センター管理運営事業 福祉課		廃棄物の処理及び清掃に関する法律 特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法) 消防法	廃棄物の適正処理 特定家電製品の長期使用による排出抑制と適切な廃棄 火災の予防、警戒、鎮火。生命、身体、財産の保護	○	○
対象:	市民					
意図:	社会福祉に関する活動の場の提供による市民福祉の増進	南信濃福祉研修センターの管理を、飯田市社会福祉協議会に指定管理者制度による指定管理を行いました。福祉の里として一体的な活用を図っています。				

平成29年度順守義務一覧表

事業No.	事務事業名	課題認識	法令順守	要求事項	中間	年間
部名	課名	29年度取組				
128	福祉企業センター管理運営事業	安定した受託収入を得られるように、受託取引業者の確保が必要です。	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	廃棄物の適正処理	○	○
健康福祉部	福祉課	施設の老朽化により、安全性・利便性の点から、計画的な改修整備が必要です。	フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律	業務用冷凍空調機器の簡易点検(四半期に1回以上)	○	○
対象:	授産施設利用者	公共施設マネジメント基本方針に基づき、利用状況や福祉支援制度の動向を踏まえた施設のあり方の検討が必要となっています。	特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法)	特定家電製品の長期使用による排出抑制と適切な廃棄	○	○
意図:	自立の助長と安心した生活の営み	安定した受託収入を得られるように、受託取引業者の確保を行い、他機関等と連携し利用者の確保に努めました。	消防法	火災の予防、警戒、鎮火。生命、身体、財産	○	○
		老朽化した施設の整備を検討しました。	南信州広域連合火災予防条例	危険物の基準に従った貯蔵及び取り扱い	○	○
		公共施設マネジメント基本方針に基づき、現在休止中の南信濃福祉企業センター木沢分場を解体しました。また、上村福祉企業センターの分場について、今後の方向を検討しました。	浄化槽法(第10、11条)	排水の適正処理	○	○
			使用済み自動車の再資源化等に関する法律	自動車廃棄時の適正処理	—	—
106	北方寮管理運営事業	利用者の減少と社会的ニーズの変化に対応するため、北方寮という、集合的な施設を用意したサービス提供から、公設住宅で利用されていない施設(戸建て)等による一時的な住宅提供に切り替え、北方寮は平成29年3月末で施設を休止し、状況を判断する中で平成30年3月末までに施設を廃止とします。	フロン類の適正な回収	家電リサイクル券の排出者控えの受領・保管(1年)、点検(1回/年)及び結果報告	○	○
健康福祉部	子育て支援課	総合的な母子保護と居住・自立支援を行うために、見守りや同行支援等を可能とする環境整備を進めます。	南信州広域連合火災予防条例	灯油タンクの管理(貯蔵、取り扱い、届出、自主点検の実施)	○	○
対象:	母子(配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子、その者の監護すべき児童)	廃止後の施設の後利用については、あらかじめ検討を行います。				
意図:	安心して暮らし自立できる	休止中の施設に警備システムを導入し、無人化した施設の維持管理をしました。また、敷地内の樹木の伐採、草刈等を実施しました。				
		廃止後の建物、土地の後利用を検討し、平成31年3月末に施設を廃止、4月からは公の求めに応じて5年間の予定で施設を貸し出す方向性を決定しました。				
125	こども家庭応援センター運営事業	・子育てで相談窓口を気軽に利用していただくためには、PRを実施し庁内関係部署との更なる連携が必要となります。	自動車所有についての法令を遵守	リサイクル券の保管 引取証明書の保管(1年)	○	○
健康福祉部	子育て支援課	・子育てのためになる、子育てが楽しくなる講座やイベントの更なる拡充が必要となります。				
対象:	子育て中の家庭	・子どもの発達に係る早期発見、支援機能の強化を図ります。				
意図:	・市民協働による子育て応援地域づくりの拠点・発達相談・子育て相談の総合的窓口の設置により孤立せず安心して子育てができる	就学前の親子が気軽に寄り集まれる居場所づくり、子育て親子の拠り所として「ゆいきっず広場」を開催しました。				
		保護者向けの学習や親子で楽しめるイベントのほか、祖父母向け孫育て講座(ゆいきっず講座)を実施しました。				
		地域のイベント、子育てやこどもの保健に関する情報および、母親の就職支援情報等(すくすくサロン)を提供しました。				
		広く子育ての悩みに対応した相談(ゆいきっず相談)に応じ、庁内関係部課や外部関係機関との連携を図り、保健・福祉・医療・教育と共に相談支援体制の協議を行いました。				
79	老人福祉推進事務	老朽化が進んだ施設の維持管理方法が課題です。	産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律	産業廃棄物保管場所の表示、産業廃棄物保管場所の管理(分別の徹底、飛散、流出、浸透、悪臭の防止措置)	○	○
健康福祉部	長寿支援課	施設整備改修工事を行いました。老人福祉施設等の維持管理運営を行いました。	業務用冷凍空調機器(エアコン、冷凍冷蔵機器)の適正管理と点検等の実施		○	○
対象:	老人福祉一般事務	上村ふれあい広場の原状回復事業を実施しました。				
意図:	施設管理、高齢者福祉事務が円滑に処理される	いまだデイサービスセンターの特殊浴槽の更新を行いました。				
85	上村デイサービスセンター運営事業	ハートヒル川路の改修を行うための設計を実施しました。				
健康福祉部	長寿支援課	利用者の倍増による基準の確認や、職員の負担増によるサービス提供が低下することのないよう支援します。	産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律	産業廃棄物保管場所の表示、産業廃棄物保管場所の管理(分別の徹底、飛散、流出、浸透、悪臭の防止措置)	○	○
対象:	上村・南信濃地区の要介護・要支援認定者で通所介護サービスが必要とする者	特定非営利活動法人わたの家が指定管理の指定を受け施設の維持・管理・運営を行いました。	業務用冷凍空調機器(エアコン、冷凍冷蔵機器)の適正管理と点検等の実施			
意図:	利用者に通所介護サービスを提供し、要介護状態の改善、維持、悪化を防ぐ					
86	飯田荘施設整備事業	第6期高齢者福祉計画・介護保険事業計画による建替えであり、現在の建物の取り壊し撤去を含めて、平成31年3月末を施設整備事業の終了予定とします。	建築基準法		○	○
健康福祉部	長寿支援課	老朽化した特別養護老人ホーム飯田荘の建替えを行い、平成30年10月の建物完成を予定しています。長期入所者30人、短期入所者10人の小規模特養となります。				
対象:	公設民営の特別養護老人ホーム(飯田荘)					
意図:	公設民営の特別養護老人ホーム飯田荘の建替え	平成29年度に実施設計業務、旧医師住宅の解体、建設工事入札を実施し、平成30年1月に建設工事を起工しました。				
99	介護予防拠点施設管理事務	設備の経年劣化し、修繕等費用が増加します。	産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律	産業廃棄物保管場所の表示、産業廃棄物保管場所の管理(分別の徹底、飛散、流出、浸透、悪臭の防止措置)	○	○
健康福祉部	長寿支援課		業務用冷凍空調機器(エアコン、冷凍冷蔵機器)の適正管理と点検等の実施			
対象:	松ぼっくり、かさまつのさと					
意図:	適切に運営されることで、介護の必要のない市民を増やし、市民が安心して生き生き暮らせる。	介護予防拠点施設の管理運営を行いました。				
132	上村診療所運営事業	上村には医療機関がなく、また、南信濃地区には医療機関があるものの受診するためには長時間の移動が必要な地域が多いため、より安心して暮らすためには一つでも多くの身近な医療機関が必要です。	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	廃棄物の適正処理	○	○
健康福祉部	保健課		業務用冷凍空調機器の簡易点検(四半期に一回以上)		○	○
対象:	上村地区及び南信濃地区住民					
意図:	上村、南信濃地域の住民が安心して暮らせるよう一次医療機関を確保	診療所の運営に必要な医師及び看護師を確保して飯田市立上村診療所を運営しました。				
135	予防接種事業	平成25年度から今年度までの間に新しく6ワクチンが定期化され、特に就学前までに接種する本数は倍増しています。現在も国では新しいワクチンの定期化に向けて検討がされており、今後さらに拡大していくことが推測されます。頻繁に行われる制度改正に対して、確実に迅速な対応が求められています。わかりやすい周知方法の工夫や関係機関との連携を密にする等に配慮し、安全性を維持しつつ標準的接種年齢での接種率を高めていく必要があります。	フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律	業務用冷凍空調機器の簡易点検(四半期に一回以上)	○	○
健康福祉部	保健課	A類疾病:接種率を高めるため積極的勧奨を行いました。	感染性廃棄物の適正処理		○	○
健康福祉部	保健課	全額公費負担・対象年齢に合わせた個別通知・未接種者へ接種勧奨・乳幼児健診等の機会を利用した接種勧奨				
対象:	市内に住民登録のある接種対象年齢の乳幼児、就学児童、中学生及び65歳以上の高齢者	【予防接種の種類】B型肝炎、Hib、小児の肺炎球菌、4種混合、2種混合、不活化ポリオ、BCG、麻しん風しん混合、水痘、日本脳炎、(子宮頸がん予防ワクチンは積極的勧奨を差し控えています。)				
意図:	予防接種の接種機会の安定的確保と接種対象者に対する接種の勧奨(A類疾病のみ)及び周知をすることにより、市民及び地域の免疫力を高める。	【予接種の種類】高齢者インフルエンザ、高齢者の肺炎球菌				

平成29年度順守義務一覧表

事業No.	事務事業名	課題認識	法令順守	要求事項	中間	年間
部名	課名	29年度取組				
139	一般健康相談事業	・現状と将来予測の両面を踏まえて、より優先度の高い取組、より効果の上がる取組を進めます。 ・自殺予防対策に関わる関係者や関係機関との連携を図り、人材育成を積極的に行います。 ・健康づくり家庭訪問のまとめから、働き盛り世代からの健康づくりの大切さを市民に伝えます。	使用済み自動車の再資源化等に関する法律(第8条、73条)	自動車廃棄時の適正処理	○	○
健康福祉部	保健課					
対象:	一般市民	健康、福祉、介護、子育てを総合的にマネジメントしていくための地域健康ケア計画をもとに各事業に取り組みました。				
意図:	①計画の適切な評価と検証、取組の見直しを行うことで、市民の健康づくりを進めます。 ②気軽に心や体の健康について相談ができ、健康を維持することができるよう支援します。	62歳の方を対象にして健康づくり家庭訪問事業を実施しました。健康増進や疾病予防等を目的として、保健師・栄養士・歯科衛生士等が家庭を訪問し、家庭環境や個人の状況にあった生活習慣の改善や医療・福祉などの相談と保健指導を行いました。こころの相談窓口を開設し専門相談を行いました。こころの健康に関する講座や啓発を積極的に実施し、自殺予防対策に取り組みました。保健師による健康相談を随時実施しました。				
140	健康診査事業	がんは死因の第1位であり、市民の健康にとって重要な課題です。また、高額医療の原因疾患はがんがもっとも多く、がんを早期に発見し治療することは、医療費の削減にもつながります。しかし、がん検診の受診者は横ばい傾向であるため、受診率向上への取り組みやがん予防や検診についての啓発が必要です。 ・がんを早期に発見し治療につなげるために、がん検診(胃、大腸、乳、肺、子宮、胃がんにリスク)を実施しました。 ・がん検診受診率向上のため、普及啓発や受診しやすい環境づくり、日程設定を行った他、受診申込みをしたが未受診だった方(乳マンモ・子宮)への受診勧奨や、20・30歳女性、40・50・60歳受診意向調査未提出の方へ受診勧奨を行いました。がん検診で精密検査が必要となった方へ訪問、電話、文書等により受診勧奨及び状況把握を行いました。 ・後期高齢者健康診査は、生活習慣病で治療をしていない方を対象に実施しました。	使用済み自動車の再資源化等に関する法律(第8条、73条)	自動車廃棄時の適正処理	○	○
健康福祉部	保健課					
対象:	職場等で検診(健診)受診の機会のない市民					
意図:	疾病を早期に発見し治療につなげる					
168	桐林勤労者福祉センター運営支援事業	平成29年12月末での公の施設廃止に伴い、他施設等での各種講座の継続について、関係者との協議が必要となっています。また、施設全体の後利用について、「桐林クリーンセンター後利用検討委員会」の検討結果を参考にしながら、検討を行う必要があります。	消防法 消防法 消防法 消防法 消防法 南信州広域連合火災予防条例	防火管理者の選任 消防用設備の点検及び結果報告(2回/年) 避難訓練計画の届出及び訓練の実施(2回/年) 地下タンクの加圧点検(1回/年)9月 非常用自家発電設備の点検(1回/年) 灯油タンクの管理	○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○
産業経済部	産業振興課		浄化槽法 浄化槽法 浄化槽法	プール保守点検(2回/月) 浴場棟保守点検(1回/月) 指定検査機関による水質検査の実施(1回/年)及び清掃(1回/年)	○ ○ ○	○ ○ ○
対象:	飯田市桐林勤労者福祉センター施設		公衆浴場の設置場所の設置及び衛生等の措置の基準に関する条例施行規則 長野県競泳用プール指導要綱 電気事業法 フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律 特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法)	水質検査の実施(男女:年2回) 水質検査の実施(毎月)及び空気検査の実施 電気保安管理(1回/2月)及び年次点検(9月) 廃棄時書類交付、保存 廃棄時におけるリサイクル券の受領・保管	- ○ ○ -	- ○ ○ -
意図:	施設の適切な管理・運営	・健康増進、自己啓発、余暇活動等を目的とした教室や講座を開催するとともに、施設の維持管理を行いました。 ・桐林クリーンセンターの移転による熱源供給停止に伴い、プール及び浴場を平成29年8月末に廃止、施設については、平成29年12月28日をもって廃止しました。 ・施設の廃止に伴う講座等の継続については、講師との協議や受入が見込まれる会場等との調整を行い、移行が完了しています。				
171	農業振興推進事業	農家数の減少、販売農家の減少など農業を取り巻く厳しい環境ではありますが、本市の基幹産業である農業の振興を図るため、関係機関と連携して鋭意取り組む必要があります。また、農業振興地域の整備に関する法律(以下「法」という。))に基づいて優良農地を確保するため、生活や暮らしを支援する開発の視点と調整しながら適正な管理が求められます。リニア中央新幹線や三遠南信自動車道等の大きなプロジェクトが進行しており、農振農用地の除外(一般管理)や特別管理の事務を適正に進める必要があります。	フロン類の使用の合理化及び管理適正化に関する法律 家電リサイクル法 消防法	フロン漏出防止のための設備機器の適切な管理と廃棄 適切な廃棄と記録の保管 防火管理者を選任し適切な施設管理の実施	○ -	○ -
産業経済部	農業課					
対象:	農業振興地域(農用地区域、白地区域)	農業振興事業に係る経費、農業用施設や農業課・農業委員会事務局合同事務所の維持管理に係る経費を支出しました。2028年度を目標準年度とし、農業分野の課題解決と活力ある農業・農村の構築による地域活性化に向けた政策を進めるための指針となる「飯田市農業振興ビジョン」を策定しました。				
意図:	農業振興を推進するための事務	農業生産基盤である農地を将来にわたって確保していくため、法に基づき、農業振興地域の農用地区域について、一般管理(農用地区域への編入、農用地区域から除外、農業用施設用地への用途区分の変更)を行いました。また、リニア関連事業等に伴う代替地取得に関する庁内協議や移転者との相談業務を関係課と連携して実施しました。				
188	林業振興事業	平成24年度に策定した飯田市森林整備計画の前期計画の見直し時期を迎えており、内容の検討と合わせ、森林・林業分野の方向性等について、関係者等による意見調整の場が必要です。林業現場の架線系技術の習得や森林管理認証の取得など、木材を搬出し、利用を拡大するための環境づくりが求められています。	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 廃棄物の適正処置(産業廃棄物保管場所の表示)	廃棄物の適正処置(産業廃棄物保管場所における廃棄物の適切な保管)	○ ○	○ ○
産業経済部	林務課					
対象:	林業関係者、従事者、林業関係団体					
意図:	林業の活性化 財産区の運営が円滑に処理される	林業現場の従業員を対象に架線系技術習得研修会の実施しました。 南信州森林認証協議会に参加し、飯田市中郷野底山財産区所有森林が森林管理認証を取得しました。				
193	森林鳥獣被害対策事業	有害鳥獣による農林業被害が年々拡大しており、鳥獣被害対策実施隊による効果的、効率的な捕獲や、荒廃した集落周辺の森林(里山)の保全管理を図る必要があります。 南アルプスの高山帯において、ニホンジカにより貴重な高山植物等に被害が発生しています。	労働安全衛生法	カモシカ捕獲個体調査に係るリスクアセスメント	○	○
産業経済部	林務課					
対象:	有害鳥獣	鳥獣被害対策実施隊員の活動を支援し、有害鳥獣捕獲活動を効率的・効果的にを行い、農林業者の生産意欲等の低下に歯止めをかけ、農林業の振興を図りました。人工林におけるカモシカの食害被害の拡大を防止するため、県が定めた特定鳥獣保護管理計画(カモシカの捕獲計画)に基づき個体数調整を行いました。南アルプスにおける貴重な高山植物等を保護するため、広域連携による食害状況及び捕生調査を実施するとともに、破損した防鹿柵の撤去作業等を行いました。				
意図:	農林産物被害を防止し、良好な森林形成を図る	直営により休館扱いとなっているとちの木について、上村まちづくり委員会の特別委員会で、今後の施設の在り方が検討されています。公共施設マネジメントを進める観点から、施設の活用方を明らかにする必要があります。				
199	林業施設管理運営事業	指定管理から直営にし、休館扱いとなっているとちの木について、上村まちづくり委員会と今後の在り方について、有効利用に向けた環境づくりを整えました。	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 産業廃棄物保管場所の表示	産業廃棄物保管場所における廃棄物の適切な保管	○ ○	○ ○
産業経済部	林務課					
対象:	木工センターとちの木と林産物加工施設					
意図:	施設の利活用を図り、木材利用を促進する					

平成29年度順守義務一覧表

事業No.	事務事業名	課題認識	法令順守	要求事項	中間	年間
部名	課名	29年度取組				
200	森林公園維持管理事業	高速交通網や交流人口の拡大など、時代の変化に対応した公園の在り方が求められおり、ワークショップによるマネジメントプランづくりを行っています。今後は、同プランに基づき、観光と連携したグリーンツーリズムや森林空間を活かした地域振興につなげていく必要があります。	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 産業廃棄物の保管場所の表示	廃棄物保管場所における廃棄物の適切な保管	○	○
産業経済部	林務課				○	○
対象:	野底山森林公園の各施設	指定管理運営委員会に参加し、公園の指定管理について協議しました。市外の利用者の多いキャンプ場の在り方について研究するため、県内のキャンプ場の視察を行い、公園管理の手法について参考にいたしました。				
意図:	適切に維持管理を行い、利用の拡大を図る					
215	天龍峡まちづくり支援事業	天龍峡再生プログラムによるおもてなしや、ご案内による遊歩道散策が一定の成果を上げ、天龍峡を訪れる観光客数の増加につながっています。	廃棄物処理法 名勝天龍峡の景観保全整備	観光イベントでのごみ発生量削減	○	○
産業経済部	観光課				○	○
対象:	天龍峡の観光客	これまで整備を進めてきた既存遊歩道・園路の改修がおおむね終わり、天龍峡温泉交流館の建替え工事に着手しました。今後、開通が予定される天龍峡大橋を新たな天龍峡の魅力とし連携させ、観光客数の増加につなげます。				
意図:	地域交流人口の増加	「天龍峡再生プログラム」に位置付けられた事業を実施し、天龍峡の再生・活性化を図りました。 「名勝天龍峡整備計画」による事業を実施し「名勝天龍峡」の適切な保存管理と活用を図りました。 1. 名勝天龍峡整備事業の実施 2. 天龍峡観光案内所運営及びご案内人の育成 3. 地元関係団体の活動支援や観光情報の発信、誘客事業の実施				
216	天龍峡温泉交流館管理事業	天龍峡再生における当施設の役割を明確にし、平成27年度より指定管理制度を導入し平成28年度は施設の建替え工事に着手するとともに、食堂部分のみ指定管理を行っています。今後は、周辺施設と連携して利用者の増加を図っていきます。	消防法 浴室の水質検査(年2回)	消防設備の定期点検(年2回)	○	○
産業経済部	観光課				○	○
対象:	天龍峡温泉交流館の利用者	新たに整備された天龍峡温泉交流館を指定管理者と連携し、温泉や郷土食「天龍峡そば」を活用し天龍峡観光の拠点となるように管理運営を行いました。				
意図:	地域交流人口の増加	1. 天龍峡温泉交流館の管理運営の実施 2. 利用者拡大の取り組みとして宣伝活動の実施、地域イベントとの連携や参画。				
220	産業振興事業	リニア中央新幹線や三遠南信自動車道の開通などによる高速交通網の整備を見据えながら、地域の産業振興を図るためには、共同受注による付加価値の高い受注の獲得や開発品等のプロモーション活動が必要です。また、三遠南信地域をはじめとする広域的な連携により、新規顧客開拓や共同研究開発等の支援が必要です。	特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法) 自動車廃棄時の適正処理	特定家電製品の長期使用による排出抑制と適切な廃棄	○	○
産業経済部	工業課				○	○
対象:	飯田下伊那地域の企業、地域内製造業者、農産物生産販売事業者	・(公財)南信州・飯田産業センターの適正な運営管理、企業とのネットワークを構築しました。 ・各種展示商談会への出展支援、会員情報交換会の開催、企業ガイドブックの作成や公式ウェブサイトの活用による高付加価値な受注の獲得に取り組みました。				
意図:	地域産品の普及拡大と販路開拓支援、技術・経営力の向上付加価値の高い受発注の獲得とブランド力の向上	・食品産業相談員を配置し、食品産業の支援や農商工連携を推進しながら、南信州ブランド力の向上に取り組みました。 ・飯田市産業親善大使(小椋ケンイチ氏、小沢あきこ氏)を活用し、飯田水引や半生菓子の認知度を向上させ、海外を含めたプロモーション活動を実施しました。 ・デザインに関する可能性や必要性を検討しました。				
224	産業振興と人材育成の拠点整備事業	2027年開通予定のリニア中央新幹線や三遠南信自動車道の開通などによる高速交通網の整備が進められていることから、当南信州地域が一致団結し、地域産業の底上げと持続可能な地域産業の構築を図る必要があります。	座光寺地区土地利用計画	屋外広告物、道路幅員、雨水排水に関する座光寺ルール順守	○	○
産業経済部	工業課					
対象:	地方創生を担う人材、製造業者	・第Ⅱ期工事としてA棟(旧飯田工業高校体育館)を、長野県をはじめとする関係機関や地域住民の理解と協力を得ながら、公的試験場機能(1階)及びびホール機能(2階)として整備しました。公的試験場機能として、国内最大級の防爆性試験評価装置や電波暗室を設置しました。第Ⅲ期工事であるB棟(旧機械科棟)の工事は、平成30年9月末の完成に向けて整備を進めています。平成30年度に着手する第Ⅳ期工事に向けて、実施設計に取り掛かるとともに、長野県や南信州広域連合と整備方針の検討を進めています。				
意図:	地域産業の振興や人材育成を推進する「産業振興と人材育成の拠点」の整備	本社機能の移転等を計画する事業者への支援や研究開発型企業の誘致の推進を含め、企業立地の受け皿となる新たな産業用地等の整備により安定雇用の機会創出を図ることが必要です。 (仮称)龍江インター産業団地に接道する市道1-71号堀廻廻ノ平線の道路改良工事(一部)と自然環境調査を実施しました。市道改良工事は、龍江インターの供用開始(30年3月)に合わせ一部を整備しました。引き続き産業団地へのアクセス向上に向け視距や幅員確保をする整備を実施する計画です。 自然環境調査では、平成27年度から現地調査を実施しており平成29年度は、猛禽類のモニタリング調査と平成30年度の一部造成工事に向けた植物の移植計画を策定しました。また、次年度に予定される一部造成工事に向けた各許認可申請を行いました。	環境影響評価法	自然環境調査の実施	○	○
産業経済部	工業課					
対象:	新たな産業用地					
意図:	企業誘致(企業の地方移転・研究開発型拠点の機能強化)や新規立地に向けた基盤整備					
226	産業団地管理事業	団地の維持・管理内容が経年とともに年々増加傾向にあり、立地企業で組織する各産業団地連絡会の作業も実施しているが、危険箇所や特殊作業を要する箇所など工業課管理用地も多い状況です。平成28年度より工業課管理用地の管理業務委託を実施、安全で効率的な管理ができているため、引き続き適正に維持管理を行います。	河川法	桐林専用排水管の水質検査結果を毎月報告	○	○
産業経済部	工業課					
対象:	市で整備した産業団地等	飯田市で整備した産業団地4カ所(審入寺インダストリアルパーク、一本平産業団地、桐林環境産業公園、経塚原産業団地)及び工業課で所管している城山産業用地の維持管理を行いました。また、今年度より管理を行うこととなった伊豆木工場適地の環境整備等維持管理を開始しました。				
意図:	適正に維持管理					
227	環境技術開発センター運営事業	起業や研究開発を推進し新産業の創出を図るためには、事業化に向けた統合的なサポートや共同研究等の支援により、起業、研究開発を支える環境づくりが必要です。	浄化槽法 ・自らの責任において適正に処理・廃棄物の再生利用等による減量化	浄化槽の保守点検・清掃・水質の検査	○	○
産業経済部	工業課				○	○
対象:	起業、研究開発に取り組む者	施設管理及び運営を行うとともに、研究開発から事業化まで統合的に支援するインキュベートマネージャーを配置するとともに、創業支援や共同研究開発等を支援しました。				
意図:	起業や研究開発を支えるための事業化に向けたサポート及び施設の管理運営					
184	土地改良事業	高度成長期に整備した農業用施設の老朽化が進み、農作業に支障をきたすとともに、農住混在化が進んだことにより防災面での住民要望も多くなっています。	建設工事に係る資材の再資源化に等に関する法律(建設リサイクル法)	対象建設工事の通知	○	○
建設部	土木課					
対象:	農業従事者、農村居住者	施設の改修及び補修により社会基盤の強化と農地の持続的な活用につなげ、国土保全のための役割を果たしていきます。				
意図:	農作業の効率化と農地を保全する、農業施設の改修及び補修	地域から多く要望が寄せられている、老朽化が進んだ農道・用排水施設を順次補修や更新整備を進めます。				
239	社会基盤維持管理事業	高度成長期に整備された多くの道路・河川・水路等の施設構造物において、老朽化による経年劣化及び損傷箇所が年々増加しています。緊急性の高い箇所から修繕・補修を行っていますが、すべての対応ができていないため施設の劣化及び損傷が進行しています。また、舗装補修についても、舗装の供用性能を一定水準に保つためには、ある程度まとまった規模の補修が必要です。	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)	対象建設工事の通知	○	○
建設部	土木課					
対象:	飯田市が管理する道路、河川、水路	老朽化などにより傷んだ道路・橋梁・河川・排水路を早期に発見・補修すると共に、維持管理を計画的に行っていくことで、経済的かつ効率的に社会基盤の強化を図ります。また、沿道の支障木や街路樹の管理、冬期の除雪などを適期に行うことで、安全な交通の確保を図ります。				
意図:	道路、河川、水路の維持管理					

平成29年度順守義務一覧表

事業No.	事務事業名	課題認識	法令順守	要求事項	中間	年間
部名	課名	29年度取組				
240	道路ネットワーク整備事業	飯田市の道路ネットワークは、県道を骨格として、それらを結ぶ市道で構成され、特に市道は市民生活に密着した生活道路として利用されていますが、幅員の狭い箇所や線形や勾配の危険な箇所が存在し、通行車両や歩行者の安全確保について多くの改良要望が寄せられています。また、リニア時代に向けて、リニア中央新幹線や三遠南信自動車道の整備効果を広く市内で享受するため、計画的な整備を行うことにより、安全で効率的な道路ネットワークを構築します。	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)	対象建設工事の通知	○	○
建設部	土木課					
対象:	幹線及び一般市道	整備の必要な路線は、地元との調整を図るとともに各路線の優先順位付けを行い、集中的に事業を執行し早期に効果が発現できるよう計画的な道路整備を進めます。また、リニア時代に向けて、リニア中央新幹線や三遠南信自動車道の整備効果を広く市内で享受するため、計画的な整備を進め安全で効率的な道路ネットワークの構築を目指します。				
意図:	幹線及び一般市道の整備により、社会基盤を強化	2027年開業予定のリニア長野県駅へのアクセス道路整備として、飯田市では座光寺PAへSICの設置、長野県において、国道153号、座光寺上郷道路、県道市場桜町線の改良事業が本年度より、本格的に動きだしており、関連する市道も含め、事業進捗を図る必要があります。	文化財保護法	埋蔵文化財包蔵地について、教育委員会と	○	○
241	リニア関連道路整備事業	•座光寺スマートIC事業で必要な用地面積確定のための用地測量・物件調査及び一部福祉設置を実施しました。 ・一部地権者に物件補償内容を提示しました。	発注者の再資源化に要する費用適正負担	発注者の再資源化に要する費用適正負担	—	—
建設部	国県関連事業課					
対象:	リニア長野県駅へアクセス道路			分解解体等及び建設資材廃棄物の再資源化	—	—
意図:	リニア長野県駅へのアクセス機能の向上			県知事への届出(請負金額300万円以上の工事)	—	—
242	防災・安全対策事業	災害時に市道は、緊急輸送路や避難路として利用されますが、未整備区間が多く存在し、計画的な整備が必要です。橋りょうなどの道路構造物についても、定期点検を進め、計画的に長寿命化を図るとともに、耐震整備も必要です。	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)	対象建設工事の通知	○	○
建設部	土木課	道路や河川の危険箇所についても、点検を行い、危険度の高い箇所から順次整備が必要です。また、近年増加している集中豪雨などによる被害に対しても、順次改修要望に対応していく必要があります。				
対象:	市道、河川、排水路	防災・安全対策が必要な道路整備、通学路安全点検に基づく危険箇所の整備を進めます。				
意図:	道路、河川、排水路の整備により社会基盤を強化する	道路施設の定期点検を進めるとともに、橋りょうの長寿命化及び耐震整備を進めます。				
		道路、河川の危険箇所の整備や排水路の整備を進めます。				
251	公園整備事業	飯田市の公園は開設年度が古い公園が多く、施設の老朽化が進んでいます。そのため、施設の更新・修繕が必要な箇所が増えています。対応が追いつかない状況です。定期点検や日常点検を実施し、施設の異常箇所の早期発見、迅速な修繕の対応が必要です。	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)	対象建設工事の通知	○	○
建設部	土木課					
対象:	市民、公園	また、多くの公園が災害時の避難地として指定されており、安全に避難できる様、施設の更新・修繕が必要です。				
意図:	誰もが安全・安心して快適に利用できる公園とするための施設改修及び修繕。中心市街地の活性化と賑わい創出につながる公園の再整備と施設の改修。	都市公園長寿命化計画に基づき風越山麓公園の遊具の更新を実施しました。また、老朽化に伴う公園施設、11箇所の改修工事を実施しました。 災害時の避難場所となっている中央公園(中央広場)の耐震診断を実施しました。				
253	飯田子どもの森管理運営事業	体験活動事業の充実により、入園者数は増加していますが、木材を使用した施設が多いことから老朽化の進行が進んでいます。公園利用者が安全・安心して施設を利用できるよう、計画的な改修・修繕を図っていく必要があります。	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	廃棄物の適正処置	○	○
建設部	土木課		動物をみだりに殺し、傷つけ、又は苦しめることのないようにするのみでなく、人と動物の共生に配慮しつつ、その習性を考慮して適正に取り扱うようしなければならない。		○	○
対象:	市民、公園	遊具の点検、園地の清掃、草刈り、除草、植栽の整備を行いました。また、指定管理者及び各種関係団体主催のイベントを687回実施しました。				
意図:	様々な体験活動の場を児童に提供し、健やかな成長に資するとともに、安全・安心して公園を利用するための管理運営。	経年劣化による遊具等の施設の補修工事を実施しました。				
254	飯田動物園管理運営事業	老朽化している施設が目立ち、来場者の観覧に支障を来しています。各種イベントを中心市街地の活性化に寄与できるよう、地元商店街等との連携を密にし、また、りんご並木や中央公園への回遊性を高めるようPRしていきます。	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	廃棄物の適正処置	○	○
建設部	土木課		動物をみだりに殺し、傷つけ、又は苦しめることのないようにするのみでなく、人と動物の共生に配慮しつつ、その習性を考慮して適正に取り扱うようしなければならない。		○	○
対象:	市民・来園者	施設の点検、清掃を実施し、入園者が快適で安全に観覧できるよう環境整備を行いました。				
意図:	動物園を憩いの場として、安全・安心して利用してもらい、入園者の増加を中心市街地の活性化につなげ、賑わいを回復する。	動物の生態や習性などの教育普及事業として、ナイトゾーン、動物ガイド等、883回のイベントを実施しました。				
348	災害復旧事業	多くの道路、河川、水路、公園、農業施設等では老朽化による経年劣化及び損傷箇所が急激に増加しています。災害を未然に防ぐため緊急性の高い箇所から改良・改修・修繕・補修等を行っていますが、すべての対応ができていないため、異常な天然現象における災害リスクの解消ができていない状況です。	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)	対象工事の通知	○	○
建設部	土木課	異常な天然現象(時間雨量20mmを超える降雨量若しくは24時間雨量で80mmを超える降雨量等)により災害が発生した時は、速やかに現地調査、被災状況の把握を行い、早期に復旧工事を行います。				
対象:	飯田市が管理する道路、河川、水路、公園、農業施設及び個人農地	29年度は、以下の災害に対する復旧工事等を行いました。 ①29年7月4～5日 豪雨災害 ②29年8月7～8日 台風5号災害 ③29年10月22日 台風21号災害				
意図:	道路、河川、水路、公園、農業施設、農地の災害復旧					
243	国県関連事業	三遠南信自動車道飯高道路2工区及び羽場大瀬木線の供用開始が間近となり、これらに起因する飯田市が施工する関連工事も含わせて完了させる必要があります。	文化財保護法	埋蔵文化財包蔵地について、教育委員会と	○	○
建設部	国県関連事業課	三遠南信自動車道飯高道路2工区の供用開始に向け、天龍峡大橋添架歩廊の事業進捗と、尾林ハノ倉線の工事着手、龍江ICアクセスのための船渡高森線の補償及び用地買収が完了する事ができました。	発注者の再資源化に要する費用適正負担	発注者の再資源化に要する費用適正負担	○	○
対象:	三遠南信地域及び近隣町村など広域的な人・物	羽場大瀬木線の供用開始に向け、交通量増加となる育良町内の安全対策のため信号機及び照明設置を実施しました。その他、国及び県事業に関連した地元要望の道路整備等を実施しました。		分解解体等及び建設資材廃棄物の再資源化	○	○
意図:	ストック効果を上げるための交通網の整備	わかりやすい操作マニュアル等を整備し訓練の継続が必要です。		分解解体等及び建設資材廃棄物の再資源化	○	○
247	内水排除整備事業	機材については、適切な点検、修繕、更新をしていく必要があります。	特定家電用機器再商品化法(家電リサイクル法)	廃棄物における家電リサイクル券の排出者控えの受領・保管(1年)	—	—
建設部	地域計画課	内水排除の体制は、職員、電水開発組合、地元業者等により確立されていますが、操作員の技量向上を目的に関係団体と連携した3回の排水訓練を実施しました。また、定期的に資機材の点検を実施し、必要箇所の修繕等を行い、稼働に備えた取り組みを行いました。実際には、台風等による2回の出勤すべき事態がありました。幸い稼働までには至りませんでした。	使用済み自動車の再資源化等に関する法律	リサイクル券の保管(自動車所有者)、引取証明書(自動車廃棄時)(1年)	○	○
対象:	松尾地区の水害が想定される区域					
意図:	生命と財産を守る					
250	土地利用計画推進事業	リニア中央新幹線の開業に向けリニア駅周辺の土地利用・景観育成的検討が必要です。また、交流人口の拡大を目指す中において、住む人、訪れる人の両方にとって魅力ある地域づくりに向けた、計画的な土地利用と景観・緑の保全・育成を進める必要があります。	土地利用基本条例	市及び地区の土地利用に係る方針決定、当該方針に基づく土地利用	○	○
建設部	地域計画課		景観条例、緑の育成条例	市及び地区の景観・緑に係る方針決定、当該方針に基づく景観・緑の育成	○	○
対象:	飯田市全域	平成30年1月1日に「いいだ未来デザイン2028(飯田市総合計画)」や「第3次国土利用計画飯田市計画」の策定のほか、「都市計画道路の見直し」等の状況に応じ、これらの内容に即した土地利用基本方針の変更を行いました。	土地利用調整条例	開発と周辺の環境及び景観との調整	○	○
意図:	計画に基づく土地利用が行われる	平成29年12月25日に「太陽光発電施設等の取扱い」、「最低敷地面積の制限の見直し」及び「屋外広告物禁止地域及び許可地域の区域の変更」に関する景観計画の変更などを行いました。またこれに関連する例規整備として、「土地利用調整条例」、「景観規則」及び「屋外広告物条例施行規則」の改正等を行いました。	景観条例	開発と周辺の環境及び景観との調整	○	○
		上記のほか、地域の土地利用方針等を検討しました。	都市計画法施行条例	開発と周辺の環境及び景観との調整	○	○
			屋外広告物条例	開発と周辺の環境及び景観との調整	○	○

平成29年度順守義務一覧表

事業No.	事務事業名	課題認識	法令順守	要求事項	中間	年間
部名	課名	29年度取組				
建設部	255 市営住宅管理事業 地域計画課	市営住宅及び共同施設(以下、「市営住宅等」という。)を法令、例規に規定する責任区分の範囲で、修繕、工事等を実施することで、適正に維持管理します。	公営住宅法 市営住宅等条例	法律に規定する運用等を行い、適正管理す 条例に規定する箇所に修繕の必要が生じたときは修繕する。	○	○
対象:	市営住宅	長野県住宅供給公社の管理代行・指定管理により、市営住宅等の修繕や施設管理を行いました。	消防法	法律に規定する設備点検等を行い、適正管	○	○
意図:	適正な維持管理	家賃等の収納管理を適正に行うと共に、家賃滞納者に対しては、納付を促す取り組みを行いました。さらに裁判による明け渡し請求等にも取り組みました。 南信濃地区の市営住宅では、地域のニーズにあわせて、入居条件等を緩和しました。	水道法	法律に規定する受水槽等の点検を行い、適正管理する。	○	○
			下水道法	法律に規定する合併浄化槽の点検等を行い、適正管理する。	○	○
建設部	257 建築指導事業 地域計画課	県からは限定特定行政庁を外すように依頼がありますが、人件費の面や組織上困難であるため現状のままとしています。災害危険住宅移転事業については、改修等の手法に対して県の補助制度があてることが出来ないなど、事業者の意向に沿った事業になるように働きかけが必要です。	建築基準法 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 長期優良住宅の普及の促進に関する法律	対象建築物の確認事務 対象建築物の届出受理 対象住宅の認定事務	○	○
対象:	飯田市全域		都市の低炭素化の促進に関する法律	対象住宅の認定事務	○	○
意図:	建築基準法に適合する建築物等が築造される災害危険住宅に居住する者の生命と財産の安全が確保できる	建築確認及び完了検査並びに建築確認に係る事前相談や指導、庁内調整事務等を行いました。 土砂災害特別警戒区域に存する住宅の移転等に係る危険住宅対策事業に関して、所有者と事業協議を行いました。	エネルギーの使用の合理化に関する法律 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律	対象建築物の届出受理 対象住宅の認定事務	○	○
			土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律	対象住宅対策事務に関する事務	—	—
建設部	258 公営住宅整備事業 地域計画課	公営住宅は、真の住宅困窮者のための住宅であり、セーフティネットとしての役割を担う住宅として、将来的な需要を見据えた供給及び管理を含めた安心安全で適正な住宅整備を図る必要があります。	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)	対象建設工事の通知	○	○
対象:	公営住宅	二ツ山団地建替整備事業第6工区4棟16戸を竣工し、既存住戸1棟2戸の解体除却を行い、第7工区4棟16戸に着手しました。また、周辺整備として道路改良工事、上下水道整備を行いました。	長野県地球温暖化対策条例	対象建設工事について環境エネルギー性能計画届出書の提出	○	○
意図:	老朽化した公営住宅のストック解消、長寿命化を目的とした施設整備による安全安心な公営住宅の確保	北の原団地は公営住宅等長寿命化計画により、建物の長寿命化を目的とした屋根及び外壁の塗装工事として2棟50戸の改修工事を行いました。	エネルギーの使用の合理化に関する法律(省エネ法) 景観法、飯田市景観条例	対象建設工事について省エネ措置の届出の提出 行為の通知及び景観育成基準への適合	○	○
建設部	385 上下水道維持管理事業 水道課	水道事業は、全般的に専門技術、知識が必要とされますが、職員の退職・人事異動により十分な指示ができなくなる恐れがあり、後継技術者の養成が急務です。	浄水場・配水池及び関連施設維持管理業務委託実施手順書	定常・緊急を含めた適切な実行管理。	○	○
対象:	上下水道局	安全でおいしい水道水を安定して供給することを目標として、水道施設を効率良く安全に管理し、水道施設全般における維持管理を行いました。	妙琴浄水場の浄水汚泥の排出。産業廃棄物管理票(マニフェスト)の管理。点検月 7,12月		○	○
意図:	適正に施設を維持管理することにより、公衆衛生及び生活環境の向上を図る	＜水質検査＞ 定期検査104箇所 毎日検査(3項目)52箇所 ＜浄水場、配水池及び関連施設維持管理業務＞ 水源管理14箇所 外構衛生201箇所 運転監視1式 施設点検289箇所				
建設部	386 鉛製給水管布設替事業 水道課	計画的に事業を実施すると共に、他事業との連携により、効率的な事業実施を行い鉛製給水管の解消を図ります。	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法) 公共工事環境配慮評価シートによる配慮率 80%以上	請負額500万円以上の土木工事の場合に、下伊那地方事務所へ通知	○	○
対象:	上下水道局	配水本管から量水器までの間に設置している鉛製給水管について、下記の項目を計画的に実施して安全安心な水道水の提供を行いました。			○	○
意図:	鉛製給水管を布設替することにより、安全安心な水道水の供給を行う	1.鉛製給水管布設替工事を単独発注し布設替 2.老朽配水本管の布設替に伴う鉛製給水管の布設替 3.下水道工事、ガス工事等の他事業に伴う給水切り替で行う鉛製給水管の布設替 4.公道分漏水修理工事・宅内改造工事に伴う鉛製給水管の布設替 5.不明管の調査を実施し鉛管の有無を確認				
建設部	387 送水能力強化事業 水道課	将来の水需要予測を検討し、効果的な計画を立てる事が必要です。	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)	請負額500万円以上の土木工事の場合に、下伊那地方事務所へ通知	○	○
対象:	上下水道局	野底浄水場は、豪雨時等に水源の濁度が著しく上昇して水道水を作れないことがあります。この状況を回避するために砂払浄水場からの送水施設を整備し、野底浄水場系の補完強化を図りました。	公共工事環境配慮評価シートによる配慮率 80%以上		○	○
意図:	砂払浄水場から上黒田配水池への安定した送水確保により、野底浄水場系の補完強化を図る					
建設部	388 配水施設更新整備事業 水道課	施設の老朽化対策及び耐震性確保のための早急な更新が必要です。	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法) 公共工事環境配慮評価シートによる配慮率 80%以上	請負額500万円以上の土木工事の場合に、下伊那地方事務所へ通知	○	○
対象:	上下水道局	リア等の広域交通時代を見据えた水需要への対応を踏まえ、計画的に水道施設の耐震化・長寿命化計画を進めていくことが必要です。			○	○
意図:	上水道区域内の老朽化の著しい導・送・配水管、配水池	老朽化及び耐震性の低い配水池、導水管、送水管、配水管を更新し、水道水の安定供給を図りました。				
建設部	389 浄水施設更新整備事業 水道課	現施設の運転を停止することなく、水道水の供給をしながらの更新であり、機器及び配管の切替方法を十分に検討し、実施における綿密な施行計画と迅速な実施が必要です。	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)	請負額500万円以上の土木工事の場合に、下伊那地方事務所へ通知	○	○
対象:	上下水道局	妙琴浄水場更新事業は、第一期工事として平成32年度竣工を目標に浄水池と管理棟の合棟による建設を進めました。	公共工事環境配慮評価シートによる配慮率 80%以上		○	○
意図:	上水道及び簡易水道の浄水施設	遠山簡易水道浄水施設更新事業(大野水源)は、耐塩素性病原生物のクリプトスポリジウム等対策のため、膜ろ過ユニットを設置しました。				
建設部	393 下水道管路施設管理事業 下水道課	平成25年度に下水道整備が完了し、維持管理の時代へ移行しています。今後は施設の老朽化に伴う改築修繕費の増大が予想されます。	下水道法第22条第1・2項	施設的设计、工事の監督管理、施設の維持管理を行う者の資格の確認	○	○
対象:	上下水道局	第1次飯田市下水道事業経営計画に基づき、下水道管路施設を適正に維持管理しました。	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)	発注者の再資源化に要する費用の適正負担	○	○
意図:	適正な管理を行うことで、公衆衛生の向上と公共用水域の水質を保全する		建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)	分解解体等及び建設資材廃棄物の再資源化	○	○
			建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)	県知事への提出(請負額500万円以上の工事)	○	○
			下水道法第5条	事業計画に位置付けた管路の点検	○	○
			電気事業法第55条	自家用発電施設の定期点検	○	○

事業No.	事務事業名	課題認識	法令順守	要求事項	中間	年間
部名	課名	29年度取組				
397	下水道管渠長寿命化対策事業 (含む地震対策)	長寿命化計画策定時点(H25)において、経過年数50年未満の管路は本事業の対象外となっています。持続可能な下水道事業の実施を図るため、長寿命化計画からストックマネジメントへの展開を検討します。また、重要度の高い管路施設の地震対策を計画的に実施し、ライフラインの信頼性を確保する必要があります。 飯田市下水道長寿命化計画(飯田処理区第Ⅰ期)及び飯田市下水道総合地震対策計画に基づき、社会資本整備総合交付金を活用し計画的な対策を実施しました。	下水道法第22条第1・2項 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)	施設の設計、工事の監督管理、施設の維持管理を行う者の資格の確認 発注者の再資源化に要する費用の適正負担 分解解体等及び建設資材廃棄物の再資源化 県知事への届出(請負額500万円以上の工事)	○	○
399	下水道整備事業	これからのリニア・都市計画道路等交通体系の変化を見据え、他事業にかかる新設や布設替えについて、関係機関等との連携によって効率的な整備を行います。 J.R.、国、県、市等が実施する事業に伴い、必要となる下水道本管の新設、布設替及び公共樹設置を各発注者との連携により経済的・効率的な整備を行いました。	下水道法第9条第1・2項 下水道法第22条第1・2項 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)	供用開始の公告縦覧 施設の設計、工事の監督管理、施設の維持管理を行う者の資格の確認 発注者の再資源化に要する費用の適正負担 分解解体等及び建設資材廃棄物の再資源化 県知事への届出(請負額500万円以上の工事)	○	○
394	下水処理施設維持管理事業	処理施設が老朽化していく中で、維持管理業者との更なる連携を強化し、適正な維持管理に努めます。	下水道法 水質汚濁防止法 悪臭防止法 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 大気汚染防止法 浄化槽法 地元協議会、組合との覚書	下水処理施設からの処理水の水質検査(月2回)と放流水基準の遵守 下水処理施設からの処理水の水質検査と放流水基準の遵守 下水処理施設敷地境界線上の悪臭物質の測定及び結果の記録 産業廃棄物処理時のマニフェスト(産業廃棄物管理票)の管理(搬出の都度) ばい煙発生施設からの排出ガスの成分検査 浄化槽からの処理水の水質検査と放流水基準の遵守(月1回) 水質検査結果等の年1回の報告及び協議	○	○
398	下水処理施設長寿命化事業	各処理施設は老朽化により機能低下が見られるため、改築・更新工事を主体とした整備が課題となる。第1次飯田市下水道事業経営計画と整合させながら、補助事業を取り入れ、施設の長寿命化に取り組むことが必要です。 飯田市公共下水道長寿命化計画(松尾浄化管理センター)、農業集落排水処理施設機能強化事業、下水道総合地震対策計画による長寿命化及び耐震化を計画的に実施し、処理施設の延命化を図りました。 松尾浄化管理センターNo.2脱水機・ゲート設備の長寿命化及び知久平処理場の機能強化は、平成29・30年度の債務負担で事業を実施しています。	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)	発注者の再資源化に要する費用の適正負担 分解解体等及び建設資材廃棄物の再資源化 県知事への届出(請負額500万円以上の工事)	—	—
380	市立病院介護老人保健施設運営事業	サービス収入の安定的確保のため、入所・通所利用者の安定的確保と老健本来の目的である在宅復帰支援を重点に事業を実施しました。利用者数の確保の点では目標値に到達できませんでしたが、在宅復帰率は6ヶ月平均で30%以上を確保することができ、サービス収入の確保の点では効果がありました。今後も引き続き努力します。 ・入所サービスにおいては、現行の「在宅復帰・在宅療養支援型」よりさらに収益性の高い「在宅強化型」老健への移行を目指し、リハビリテーションの充実や多職種及び市立病院を始めとする他事業所との連携強化などの取り組みを行いました。移行要件の一つである在宅復帰率50%超(6カ月平均)に対し当期中の在宅復帰率の最高値は50.0%であったため強化型への移行は果たせませんでしたが、もう一步のところでに体制を整えることができました。・通所リハビリテーションでは予防介護にも目を向け要支援者の積極的な受け入れを行いました。・これらの取り組みも通し利用者増を図ってまいりました。	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律 消防法 消防法 食品衛生法	産業廃棄物保管場所における廃棄物の適切な保管(分別の徹底、飛散、流出、浸透、悪臭)簡易点検、漏えい時の修理、点検・修理・充填・回収の履歴記録と保存 消防用設備の点検及び結果の報告 消防訓練計画の届け出及び訓練の実施 衛生管理検査の実施 検便2回/年	○	○
7	広報広聴事業	広報いいたを中心とした各種媒体から発信する情報が、市民にわかりやすく伝わるとともに、マスコミを通じた情報提供を積極的に行い、よりいっそうの情報浸透を図る必要があります。やらまいか提言をはじめとした市政への意見には迅速に回答するとともに、市政へ反映できるように努める必要があります。 ・広報いいたを発行しました。(1日号34,400部/回 年12回、15日号33,600部/回 年10回)・テレビ広報を制作し、放送しました。(10回)・コミュニティFM「かざこし歳時記」を計画通り放送しました。(1日2番組(週替わり)・音声告知放送を放送しました。(一14回)・28年度市民意識調査の結果を公表しました。・29年度市民の意識に関する基礎世論調査を実施しました。(調査対象2,000人、回答数884人)・記者会見を実施しました。(月2回)	日常的環境改善運動が高揚するよう市民等に関連情報を提供する	広報いいたの発行において、環境関連の記事を毎月必ず掲載するよう努める	○	○
44	会計事務	会計事務においては、法令等遵守した正確、迅速な会計事務の継続に基づく良質な行政サービス提供が求められています。事務改善として、債権者の個人番号の安全管理、事務処理の効率化の見地から、源泉徴収に係る法定調書作成等の事務を平成28年度より会計課へ集約一元化した処理を開始しました。資金についてはマイナズ金利等の金融情勢を注視し、歳計現金及び基金の安全確保で効率的な運用を検討して参ります。	特定家庭用機器商品法	電気冷蔵庫廃棄時の適正処理、廃棄時における家電リサイクル券排出者控えの受領・保管	○	○
44	会計管理	会計事務の適正な執行を確保するため、命令機関である市長から職務上独立した出納機関である会計管理者を設けて、内部牽制の仕組みとしており、会計管理者の権限に属する事務を処理するため、会計課が設置されています。 特に、公金の支出に当たっては、各課等から提出された支出伝票書類の支出内容が法令又は予算に違反していないこと等の要件を確認した後に支出することとしています。また、現金・有価証券・物品の出納保管、小切手の振出し、現金・財産の記録管理等の事務を分掌するほか、各会計年度の出納閉鎖後3ヶ月以内に市の事業実績を表す決算を調製し市長へ提出します。なお、公金の収納、支払の事務は、金融機関を指定して取り扱わせるほか、公金等の収納事務を民間委託し、会計窓口を庁舎内に設けて来庁者の利便性を図っています。				
44	対策	市民及び債権者・債務者である個人法人等				
44	意図	市の行政活動に伴って発生した債権債務を正確迅速に事務処理し、予算執行結果を決算書として調製				

平成29年度順守義務一覧表

事業No.	事務事業名	課題認識	法令順守	要求事項	中間	年間
部名	課名	29年度取組				
346 教育委員会 対象: 意図:	学校給食運営事業 学校教育課 調理場、児童・生徒 安全・安心な学校給食を提供する。 児童・生徒が学校給食を楽しみにし、健康で楽しい学校生活を送ることができる。	・食中毒等の大きな事故が発生することなく、給食提供ができています。 ・JA及び全農を通して地元産の米・野菜を給食食材として提供してもらうなど、地産地消や食育に取り組んでいます。 ・平成27年度から稼働開始した竜峡共同調理場も、安定稼働しています。	業務用冷凍空調機の適正管理及び点検 学校給食における地産地消 給食食材の放射性物質検査	調理場の冷凍空調機の簡易点検を、四半期に1回以上実施 学校給食への地元農作物の積極的利用 給食食材の放射性物質検査を、毎月実施	×	○
300 教育委員会 対象: 意図:	公民館等耐震化整備事業 生涯学習・スポーツ課 上郷公民館 安全性を確保する	・約100台分の駐車スペースの確保が必要です。 ・現地改築のため、工事期間中の公民館利用団体の活動の場の確保の必要です。 ・計画が具体化することから、関係者との円滑な調整が必要です。 上郷公民館拡張用地の取得を行いました。市道上郷21号線(上郷小学校前)の拡張工事を行いました。上郷公民館の解体工事を行いました。上郷地域まちづくり委員会、まちづくり拠点建設委員会等との協議を行いました。	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	廃棄物の適正な処理・管理	○	○
301 教育委員会 対象: 意図:	文化財保護事業 生涯学習・スポーツ課 指定文化財、文化財関連施設、地域資産(地域に ある自然・文化・歴史)、遠山の霜月祭(上村・南信濃) 指定文化財及び文化財関連施設の適切な保存・維持管理、地域資産の価値の顕在化及び文化財指定、遠山の霜月祭の技術の継承・向上と後継者の育成への補助	・考古資料館等の文化財関連施設は、公共施設マネジメントの取組で、今後のあり方の検討が必要です。 ・緊急に保護すべき、または重点的に活用すべき文化財を明らかにし、計画的な文化財指定が必要です。 ・人口の減少と高齢化、生活様式の変化等により、祭を行うことや後継者の育成が困難な集落が増えています。地域の祭事であることを踏まえ、地域による後継者育成を財政面から支援します。 ・飯田市考古資料館、旧座光寺麻績中学校校舎等の文化財関連施設の維持管理を実施しました。 ・「遠山川の埋没林と埋没樹」を飯田市天然記念物に指定しました。また、市史跡「座光寺の石川除」について、上位指定(県史跡)に向け取組を進めた結果、長野県教育委員会から県文化財保護審議会に諮問されました。 ・所有者による市指定文化財「白山社随身門」の修理事業、市史跡「座光寺の石川除」の環境整備事業に対し、文化財補助金を交付し保存継承活動を支援しました。 ・「遠山の霜月祭」について、文化財補助金を交付し、祭りの後継者育成・保存伝承活動を支援しました。	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 産業廃棄物保管場所の表示(60×60cm)	産廃保管施設における廃棄物の適正な保管(分別の徹底、飛散・拡散・流出・浸透)	○	○
342 教育委員会 対象: 意図:	体育施設維持管理事業 生涯学習・スポーツ課 社会体育施設(施設数:44) 利用者が安全で良好な環境で利用できるよう維持管理する。	スポーツ施設の利用目的について、市民のニーズが多様化してきているため各スポーツ施設の設置目的や利用状況により、効果的・効率的で利用しやすい管理運営を進めています。 ・社会体育施設及び県営飯田運動公園(野球場、多目的運動場、弓道場)を含め44施設が常に安全快適にで利用できるよう維持管理を行いました。 ・民間の持つ専門性やノウハウを活用し、利用者の利便性や安全性の向上、管理運営の効率化のため指定管理による運用を行いました。飯田市営市民プール・飯田運動公園プールは指定期間が3年から5年・総合運動場は新たに指定管理制度を平成30年度からの導入に向けて取り組みました。	遊泳用プールの水質基準		○	○
343 教育委員会 対象: 意図:	体育施設整備事業 生涯学習・スポーツ課 施設数:(施設44) 安全で良好な環境で利用できるよう施設整備する。	多くの施設、設備、備品、照明の老朽化が進んでおり、修理・修繕にかかる経費が増大する傾向があり、公共施設マネジメントに併せて計画策定と、将来的な施設配置について検討しながら改修、更新する必要があります。また洋式トイレが普及しているなか、体育施設トイレは和式が未だ主流となっており利用者からはストレスとなっています。プロの招待試合等でもトイレの洋式についての対応が必要であるため計画的な整備が必要です。 ・社会体育施設(体育館、武道館、弓道場、運動場、野球場、アクアパーク、市民プール、B&G海洋センター、テニスコート、研修センター等)の改善・改修、備品の修繕、設置等を実施しました。 ・主要な体育施設である上郷体育館男子トイレの洋式化を実施しました。	水銀に関する水俣条約	電池、化粧品や血圧計など水銀を含む9種類の製品の製造・輸出・輸入を2021年以降禁止	○	○
345 教育委員会 対象: 意図:	社会体育学校開放施設整備事業 生涯学習・スポーツ課 学校開放施設(体育館・校庭・武道場)の数:(施設56) 安全で良好な環境で利用できるよう施設整備する。	社会体育の利用に支障がでないよう施設の良好な維持管理をする必要があります。 学校の体育施設を、学校教育に支障がない範囲で、社会体育の利用のために市民に開放し、スポーツの振興を図りました。各学校の照明機器及びスポーツ器具等の備品整備を行い、施設の充実を図りました。 (旭ヶ丘中学校体育館・伊賀良小グラウンド・飯田西中学校グラウンド・千栄小学校体育館、追手町小学校体育館)	水銀に関する水俣条約	電池、化粧品や血圧計など水銀を含む9種類の製品の製造・輸出・輸入を2021年以降禁止に向けた対応	○	○
338 教育委員会 対象: 意図:	歴史研究所管理事業 歴史研究所 市民 研究者等 市民、研究者等が地域遺産を発見・保存し、活用できる拠点として、研究所施設の維持管理、充実を図る。	・調査研究によって整理された飯田・下伊那地域の資料を保存・公開し、市民、研究者等の積極的な活用に資するため、施設を維持管理し、利便性の向上を図ります。また、図書館等で閲覧できない史料を求めるケースや、市内外より史料の調査や閲覧のため来所する市民や研究者の方が増えていることから、史料等の充実を図るとともに公開をする必要があります。 ・現在の事務所所在地である上郷自治振興センターがH29年秋に建替工事に入るため移転が必要です。 (1)史料公開・活用のための施設維持管理、利便性向上 史料の照会、閲覧などの相談を受けるとともに、施設内の会議室を利用して通年で「歴史研究に関わる講座」を開催しました。 (2)上郷自治振興センター解体に伴い、移転先である旧鼎東保育園の改修工事を経て、施設移転を行い、9月から新たな施設での業務を再開しました。	特定家庭用機器再商品化法 使用済み自動車の再資源化等に関する法律	特定家電製品の適正な廃棄 庁用車の適正な廃棄		
339 教育委員会 対象: 意図:	歴史研究所事業 歴史研究所 ①市民(小・中・高校生) ②史料(飯田・下伊那の文書史料、画像等史料、歴史的建造物・景観等)③歴史研究に携わる人又は興味がある人 ①飯田下伊那の歴史の理解、関心を高める ②建造物を含め失われる史資料の収集、調査研究、歴史資料の保存、聞き取り調査等で地域の歴史文化を解明 ③永年地方史を研究する人の養成、飯田の人づくり	地域に残る歴史資料は、市民にとってのかけがえのない文化財産であり、その多くが時間の経過とともに失われていく危機にあることから、これを調査・収集・整理・保存・公開し、市民や研究者が積極的に活用できる環境を整えながら、飯田の魅力のひとつとして大切に保存継承していきます。関係機関との連携を図りながら、その継承を、地域にある史料は地域の人々と協働で調査・研究を行い、保存するよう進めます。また、刊行物の継続的な出版と教育事業を通じて広く市民に還元し、人材育成(人づくり)や地産力高める活動を行います。 (1)史料調査・研究・保存活動:私文書の調査として、「小島家文書」(座光寺・養蚕関係)など6件について調査及び目録作成を行いました。また、行政文書として「旧川路村文書」の継続整理を行いました。 (2)市民への還元・共有(刊行物、教育事業):飯田アカデミア、歴研ゼミナール、地域史講座、地域史研究集会を開催し、研究成果の発表や市民と一緒に研究活動を行いました。また、刊行物として『歴史研究所年報15』及び『飯田町のくらし7』を発行しました。 (3)地方史を研究する人材づくり:市民研究員が主催する「市民研究員ゼミ」を開催し研究人材の育成を図りました。	歴史資料の保存・活用	地域に残る歴史的文書や歴史的価値のある行政文書の廃棄、散逸を防ぐ	○	○
306 教育委員会 対象: 意図:	公民館維持管理事業 公民館 公民館施設及びその利用者 施設の適正な維持管理により、安全安心で快適な学習環境を提供して社会教育の振興に努める	築30年を超える施設が多く、老朽化に伴って改修修繕の必要箇所が年々増加しています。 快適な環境を提供するためにエアコンを整備しているが、それに伴って光熱水費が増大しています。 ・21施設の貸館業務を行いました。 ・施設設備の適切な維持管理を行いました。 ・必要な箇所については、施設設備の改修を行いました。	消防法 灯油タンクの管理	防火管理者の選任、消防用設備の点検、避難訓練の実施	○	○

平成29年度順守義務一覧表

事業No.	事務事業名	課題認識	法令順守	要求事項	中間	年間
部名	課名	29年度取組				
307 教育委員会 対象: 意図:	南信濃学習交流センター維持管理事業	かつて公民館だった経過や図書分館が併設されていることもあり地域にとって身近な施設ですが、施設を管理する臨時職員の安定的確保が難しい状況にあります。	火災予防条例	灯油タンクの管理		○
	公民館	南信濃学習交流センターの貸し出しを行いました。	地下タンクの破損や事故が起きた場合の措置		○	
	施設設備及びその利用者	施設の維持管理を行いました。				
	施設の適正な維持管理により、安全安心で快適な学習環境を提供する	図書分館としての利用提供を行いました。				
321 教育委員会 対象: 意図:	勤労青少年ホーム運営事業	利用者数等が減少傾向にあります。体育協会との合同事務所となっているため、スポーツ面で青少年のニーズに沿った新規事業を開拓していけるよう取り組んでいく必要があります。ニート・引きこもりの青少年を対象とした若者の居場所づくりなどの新たな機能を付加した事業を展開していく必要があります。指定管理を含めた今後の施設のあり方について、検討を進める必要があります。	火災予防条例	灯油タンクの管理		○
	公民館		地下タンクの破損や事故が起きた場合の措置		○	
	勤労青少年ホーム利用対象者	勤労青少年ホーム、勤労者体育館の貸し出しを行いました。施設の維持・管理、設備等の保守点検・修繕等の業務を行いました。第二				
	勤労青少年等を対象にした学習活動や余暇利用活動を支援し、次代を担う若者の定住を促進する。	体育館で雨漏りが発生したため、屋根の改修工事を行いました。平成30年度から指定管理者による管理が開始できるように、条例の改正、公募による指定管理者の選定、協定書の締結等の事務を進めました。				
333 教育委員会 対象: 意図:	文化会館等管理運営事業	飯田市公共施設マネジメントの基本的な考え方にに基づき、施設の整備方針をふまえた計画的な改修を進めます。日常的な維持管理、定期点検を実施し、安全・安心・快適に施設を利用できるようにします。	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	事業系廃棄物及び産業廃棄物の排出(マニフェストの保管、交付状況報告)	○	○
	文化会館		廃棄物の処理及び清掃に関する法律	産業廃棄物保管場所の表示(60cm×60cm)及び保管場所における廃棄物の適正な管理	○	○
	市民		フロンの使用の合理化及び管理の適正化に関する法律	簡易点検(四半期1回以上)、定期点検(3年に1回)、漏えい時の修理、点検・修理・回収	○	○
	文化会館、人形劇場を安定的に安全・快適な環境で利用できるようにする。	・文化会館を安全、安心、快適に利用できるよう日常的な維持管理、点検を実施しました。 ・大きな施設修繕として、ホール客席及び会館棟の屋上防水工事を実施しました。 ・文化会館、人形劇場、市公民館、県公民館の4つのホールを適切に利用できるよう、ホール業務を専門家に委託しました。	フロンの使用の合理化及び管理の適正化に関する法律	廃棄時におけるフロンの行程管理のための書類の交付	—	—
			特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法)	テレビ、エアコン、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機の排出抑制と適切な廃棄	—	—
335 教育委員会 対象: 意図:	人形劇のまちづくり事業	人形劇フェスタでは、参加証ワッペンの販売数が減少しています。市内外への広報宣伝の方法について、検討し対策を講じる必要があります。また、人形劇フェスタ開催期間以外でも年間を通じて人形劇を鑑賞したり、体験できるようにする機会を増やし、多くの市民に参加してもらう必要があります。	消防法	防火管理者の選任	○	○
	文化会館	いざい人形劇フェスタは8月1日～6日の6日間開催しました。	消防法	消防用設備の点検(年1回)及び結果報告	—	○
	市民	・NPO法人いざい人形劇センターで行われる公演事業や創造支援事業に対して支援を行いました。 ・人形劇図書資料を利用した企画展示を年3回行いました。学校等で行われる人形劇制作へ支援を行いました。9月に開催された第6回AVIAMA総会に出席し、来年飯田で行われる総会と世界人形劇フェスティバルのPRを行いました。今田・黒田人形保存会や、伊那人形芝居保存協議会へ活動支援を行いました。	消防法	避難訓練計画の届出及び訓練の実施(年1回)	—	○
	人形劇フェスタのみならず、年間を通じて人形劇を鑑賞したり、体験したり、公演の企画運営をおこない、人形劇を通して文化芸術を楽しみます。		消防法	防火管理者の選任(今田人形の館、黒田人形浄瑠璃伝承館)年度当初確認	○	○
			特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法)	廃棄時の適正な処置	—	—
336 教育委員会 対象: 意図:	竹田人形館管理運営事業	糸操り人形の人形美術の素晴らしさや操る楽しさを伝え、リピーターを増やす必要があります。	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	産業廃棄物保管場所の表示(年度当初確認)	○	○
	文化会館	・糸操り実演を行える職員が常時勤務することにより、年間を通して、来館者に糸操り実演や体験を楽しんでいただけるようになりました。	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	産業廃棄物保管場所の適正な管理(毎月確認)	○	○
	市民	・入館者数は昨年度よりも減少しましたが、有料と一部減免の入館者が増え、入館料収入は昨年度より増額となりました。	消防法	防火管理者の選任(年度当初確認)	○	○
	①人形美術の素晴らしさを鑑賞できるようにする。 ②人形劇のまちへの理解を深める。③施設を活用した多彩な活動を実施してもらう。		消防法	消防用設備の点検(1回/年)及び結果報告	—	○
			消防法	避難訓練計画の届出及び訓練の実施	—	○
337 教育委員会 対象: 意図:	川本人形美術館管理運営事業	川本人形美術館開館10年を迎えるに当たり、人形展示や補修の在り方について研究する時期にきています。指定管理者及び川本プロダクションと連絡を取り合い、より良い展示となるよう研究を進めます。	特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法)	廃棄時の適正な処置	—	—
	文化会館	・昨年3月に開館10周年をむかえ、今年度は様々な記念事業や企画展を行い、入館者増となるよう努めました。 ・入館料以外にグッズなどの販売を促進し、収入の増となるよう努めました。	フロンの排出抑制法	簡易点検の実施(四半期に1回以上)	○	○
	市民		特定製品にかかるフロンの回収及び破壊の実施の確保等に関する法律	廃棄時の適正な処置	—	—
	①人形美術の素晴らしさを鑑賞できるようにする。 ②人形劇のまちへの理解を深める。③施設を活用した多彩な活動を実施してもらう。		消防法	防火管理者の選任(年度当初確認)	○	○
			消防法	消防用設備の点検(1回/年)及び結果報告	—	○
322 教育委員会 対象: 意図:	図書館管理運営事業	施設利用における安全性確保の観点から、緊急度の高い施設設備修繕を実施するほか、経費削減の観点から光熱水費をはじめとする経費の適切な管理を行うことが必要です。	消防法	避難訓練計画の届出及び訓練の実施	—	○
	中央図書館	・利用者が安全で快適に図書館を利用できるよう施設設備の修繕を行いました。 空調設備や消防設備、書架照明など(中央図書館) 小荷物専用昇降機や自動ドアなど(上郷図書館)	特定家庭用機器再商品化法	廃棄時の適正な処置	—	—
	図書館利用者	・施設設備等の保守点検を行いました。 消防設備、空調設備、非常用直流電源装置、電気安全管理、エレベーターなど	フロンの排出抑制法	簡易点検の実施(四半期に1回以上)	○	○
	安全かつ快適に利用できる施設管理を行います。	・施設管理のための業務委託を行いました。特殊建築物調査【新】、休日夜間における警備など ・劣化する資料を保全し、円滑に資料提供を行うための資料デジタル化を行いました。	特定製品にかかるフロンの回収及び破壊の実施の確保等に関する法律	廃棄時の適正な処置	—	—
			フロンの使用の合理化及び管理の適正に関する法律	第一種特定製品からのフロンの漏出防止のための適正な管理・廃棄	○	○
			特定家電製品の長期使用による排出抑制と適正な廃棄		○	○
			消防法に基づく避難訓練	避難訓練の実施	○	○

事業No.	事務事業名	課題認識	法令順守	要求事項	中間	年間
部名	課名	29年度取組				
325	美術博物館管理事業 美術博物館	・建築以来30年を経過している施設設備の経年劣化等への対応を計画的に進めていく必要があります。 ・観覧料金体系や開館時間等について、時代や社会のニーズに適したものにしていく必要があります。	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 防火管理者の選任／消防用設備の点検(1回／年)及び結果報告／避難訓練計画の届出及び訓練の実施(1・2回／年)／無停電電源装置の法定点検と報告(1回／年) ○ 電気事業法	産業廃棄物保管場所の表示(60cm×60cm) 高圧ガス保安法第35条1項 自家用電気工作物(自家用発電設備)の保安規程に準じた点検(1回／年)／保安規程の作成・遵守／主任技術者の選任 適正な使用と適切な管理	○	○
対象:	美術博物館の施設(建物・設備・備品)と展覧会等の事業	美術博物館では中央監視装置リモートユニット更新工事、北側屋根防水工事、照明設備や空調設備等の修繕を行いました。また、柳田国男館では屋根瓦修繕工事を行うなど、施設の設備、機械等について優先度の高いものから修繕を行いました。観覧者や入館者の受付、観覧料等の収納等を行いました。展覧会が安全に開催できるよう管理を行いました。日本博物館協会や全国美術館会議等、関連する6組織に加盟。研修会にも参加し自然・文化展示室リニューアルのための情報収集を行いました。その他、館の運営に必要な庶務を行いました。			○	○
意図:	適切に管理運営する。当館所蔵の収蔵品を適切に管理する					
326	美術博物館資料調査研究・収集保管事業 美術博物館	・地域に根ざした魅力的な展覧会や教育普及など博物館活動を行っていくためには、事象や資料を地域資源化するための継続的な調査研究が必要です。また、資料を効果的に利活用するための整理とデータベース化も必要です。 ・菱田春草記念室の常設化に対応する収蔵作品や資料の増強と研究、整理が必要です。 ・収蔵資料の増加に伴い、収蔵保管スペースが減少しています。 自然・人文・美術に関する調査研究を行い、その成果を展覧会や講座に活用しました。また、研究成果は、学会での研究発表や、学術雑誌、研究紀要、伊那谷自然史論集等の研究誌を通じて公表しました。調査研究及び展示の充実のために必要な資料等の取得を計画的に行いました。また、作品や資料等の購入を行い、寄贈・寄託を受けました。 資料等を整理登録しデータベース化を進め、公開や閲覧に供しました。傷んだ資料の修復を行いました。	特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律		○	○
対象:	伊那谷に存在する自然、人文、美術に関する事象や資料	「飯田市公共施設マネージメント基本方針」に基づき、考古資料館との統合などの検討を進める必要があります。 ・29年度から31年度にかけて、上郷自治振興センター・同公民館の改築に伴い、臨時事務所が併設されます。 ・併設の「秀水美人画美術館」のあり方を検討していく必要があります。 上郷考古博物館では「飯田古墳群」展の企画や展示を行いました。また、秀水美人画美術館では、年4回の常設展示替えを行いました。教育普及活動では、「飯田古墳群展」に関する講演会や古墳見学会等を行いました。また、体験型ワークショップとして、勾玉作り、トンボ玉作り、古代のお金づくり、土器作り等を行いました。学校教育現場や各種団体等からの講演会・勾玉作り等体験型ワークショップへの講師派遣等の依頼に対応しました。				
意図:	調査、研究、整理し、活用できる状態にする					
330	考古博物館管理運営事業 美術博物館	・飯田市公共施設マネージメント基本方針」に基づき、考古資料館との統合などの検討を進める必要があります。 ・29年度から31年度にかけて、上郷自治振興センター・同公民館の改築に伴い、臨時事務所が併設されます。 ・併設の「秀水美人画美術館」のあり方を検討していく必要があります。 上郷考古博物館では「飯田古墳群」展の企画や展示を行いました。また、秀水美人画美術館では、年4回の常設展示替えを行いました。教育普及活動では、「飯田古墳群展」に関する講演会や古墳見学会等を行いました。また、体験型ワークショップとして、勾玉作り、トンボ玉作り、古代のお金づくり、土器作り等を行いました。学校教育現場や各種団体等からの講演会・勾玉作り等体験型ワークショップへの講師派遣等の依頼に対応しました。	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 防火管理者の選任／消防用設備の点検(1回／年)及び結果報告／避難訓練計画の届出及び訓練の実施(1・2回／年)／無停電電源装置の法定点検と報告(1回／年)地下タ	産業廃棄物保管場所の表示(60cm×60cm)	○	○
対象:	①上郷考古博物館 秀水美人画美術館及び収蔵資料、作品 ②飯田市民及び下伊那郡住民				○	○
意図:	①施設、収蔵資料・作品の維持管理を行う ②展示、ワークショップ等を行うことで研究成果を公表する					
2	議会運営事業	・議会活動をとおり、執行機関の活動を監視、評価するとともに、議会として政策立案能力を高める必要があります。 ・議会改革をとおり、より民意を反映する議会を目指し、その機能を継続的に検証していく必要があります。 ・広報広聴機能の充実により、市民への説明責任を果たし、情報の共有化を推進していく必要があります。 ・各委員会で所管事務調査として先進地視察や管内事業の執行状況等の視察を行い、事例や課題に対する調査研究を進めました。また、行政評価を実施し執行機関への提言を行いました。市議会だよりの発行やケーブルテレビ・インターネットによる議会中継を実施しました。また、議会報告会を開催し、議会活動の報告や政策づくりに取り組ましました。議長会等への参画により、国等の動向や情報を得るとともに、関係自治体との課題の共有化を図り、課題解決のための要望活動等を実施しました。	特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法) 自動車廃棄時の適正処理	特定家電製品の長期使用による排出抑制と適切な廃棄	○	○
議会議務局	議会議務局				—	—
対象:	民意を反映した市の意思決定					
意図:	議決権限行使による民意を反映した市の意思決定と、それに資するための委員会審査・調査の質の向上、継続的な議会改革の推進及び広報広聴活動の充実。					
3	政務活動事業	・市民の目線からも適切な調査活動と理解されるよう、使途について適切な執行と情報公開、調査活動報告会などの開催による使途の透明性の確保に努める必要があります。	飯田市議会の運営に関する条例・規則・規程・内規等 主として定例会本会議・委員会等での運営等で検証・見直しを行う	主として定例会本会議・委員会等での運営等で検証・見直しを行う	○	○
議会議務局	議会議務局					
対象:	飯田市議会各会派	・飯田市議会の各会派に対し、議員一人あたり年額14万円の政務活動費を交付しました。 ・調査及び研修等の事項については、前期(4月～9月の実施状況)と後期(10月～3月の実施状況)にまとめ、活動報告書で確認するとともに、政務活動報告会の開催と、市議会ホームページへの掲載により情報の公表を行いました。				
意図:	飯田市議会の各会派に政務活動費を交付することにより、各種調査研究活動等を支援し、市の課題解決に向けた政策提言等に繋げます。					